

第22期第22回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和5年3月29日（水）10時～
場所 唐津市水産会館 多目的ホール
（唐津市海岸通り 7182-217）

次 第

1 開 会

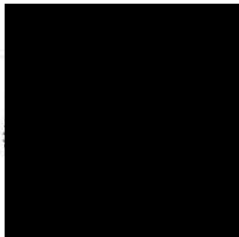
2 議 題

- （1） 令和5年（2023年）度もじゃこまき網漁業の許可方針（案）について（諮問） P2 ～ P4
- （2） ぶり（もじゃこ）特別採捕許可方針（案）について（諮問） P5 ～ P7
- （3） 松浦海区における共同漁業、定置漁業及び区画漁業の漁場計画（案）について（諮問） P8 ～ P51
- （4） 漁場計画に係る公聴会の開催について（協議） P52
- （5） 佐賀玄海漁業協同組合における試験養殖について（協議）
 - 1 肥前統括支所駄竹地区（ヒオウギガイ）
 - 2 唐津市統括支所唐房地区（ワカメ）
 - 3 唐津市統括支所湊地区（アカウニ・アワビ） P53 ～ P92
- （6） くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（報告） P93 ～ P94
- （7） 第42回 日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告） P95 ～ P96
- （8） 海区漁業調整委員会事務局設置規程の一部改正について（報告） P97 ～ P99
- （9） その他

水 産 第 4977 号
令和 5 年（2023 年）3 月 17 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 嵯 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



令和 5 年（2023 年）度 もじゃこまき網漁業の許可方針（案）
について（諮問）

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 15 条第 2 項、第 11 条第 3 項及び同条 5 項の規定により、貴会の意見を求めます。

ついては、令和 5 年 4 月 4 日（火）までに答申してください。

担当：水産課漁業調整担当 川崎
電話：0952-25-7145

令和 5 年（2023 年）度もじゃこまき網漁業許可方針

第 1 制限措置

（1）漁業種類

もじゃこまき網漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶の数

10 隻

（3）船舶の総トン数

制限なし

（4）推進機関の馬力数

制限なし

（5）操業区域

佐賀県玄海海域

（6）漁業時期

令和 5 年 5 月 20 日から令和 5 年 6 月 11 日まで

（7）漁業を営む者の資格

①第 1 種区画漁業権（魚類小割式養殖業）の行使者のうち、ぶり養殖業を営む者

②佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者

③佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

④佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 63 号）第 10 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者

⑤適切な資源管理を実践できる者

⑥漁業の生産力の向上に努めようとする者

第 2 許可の有効期間

令和 5 年 5 月 20 日から令和 5 年 10 月 31 日まで

第 3 申請すべき期間

令和 5 年 4 月 5 日から令和 5 年 4 月 28 日まで

第 4 許可の基準

第 1（7）に定める資格を有し、第 1（1）に定める漁業を営もうとする者。ただし、第 1（2）に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位とする。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。

なお、規則第 9 条第 1 項第 2 号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 第1種区画漁業権（魚類小割式養殖業）の行使者のうち、現在「ぶり養殖業」を営んでいる者
- (2) 第1種区画漁業権（魚類小割式養殖業）の行使者のうち、新たに「ぶり養殖業」を営もうとする者

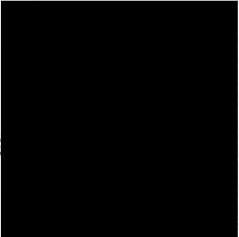
第5 条件

- 1 共同漁業権漁場内で操業してはならない。

水 産 第 4978 号
令和 5 年（2023 年）3 月 17 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 嵯 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



ぶり（もじゃこ）特別採捕許可方針（案）について（協議）

佐賀県漁業調整規則第 37 条第 1 項の規定により、15 センチメートル以下のぶり（もじゃこ）について採捕を禁止しています。

このため、15 センチメートル以下のぶり（もじゃこ）を採捕する場合は、同規則 47 条第 1 項により特別採捕の許可をうける必要があります。

ついては、別紙のぶり（もじゃこ）特別採捕許可方針（案）により許可したいので協議します。

担当：水産課漁業調整担当 川崎
電話：0952-25-7145

ぶり（もじゃこ）特別採捕許可方針

令和 5 年（2023年） 度における、ぶり（もじゃこ）の特別採捕の許可については、次の方針により処理する。

1 適用除外の事項

佐賀県漁業調整規則第37条第1項

2 使用漁具及び漁法

まき網、すくい網（まき網を使用する場合は、もじゃこまき網漁業に係る知事の許可を受けなければならない。）

3 採捕区域

佐賀県玄海海域

4 採捕期間

令和 5 年（2023年） 5 月 2 0 日から令和 5 年（2023年） 6 月 1 1 日まで

5 許可の有効期間

令和 5 年（2023年） 5 月 2 0 日から令和 5 年（2023年） 1 0 月 3 1 日まで

6 許可隻数

1 0 隻

7 条件

- (1) 共同漁業権漁場で操業してはならない。
- (2) もじゃこの総採捕尾数は、各年度定めた採捕数量計画尾数を按分した尾数以内とする。
- (3) 採捕したもじゃこは、10月31日まで販売してはならない。
- (4) 採捕する網目の目合は、1.2センチメートル以上（26節以内）とする。
- (5) 操業中は別に定める標旗を掲げなければならない。
- (6) 漁期終了後は、速やかに採捕尾数実績報告書を提出しなければならない。

標旗

地 色：桃 色

文字色：白 色

5 年（2023年）度許可番号 第 号

も じ ゃ こ

佐賀県

8 許可の対象

- (1) 第1種区画漁業権（魚類小割式養殖業）の行使者のうち、ぶり養殖業を営む者
- (2) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- (3) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

水 産 第 4 7 3 4 号
令 和 5 年 3 月 9 日

松浦海区漁業調整委員会
会 長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



松浦海区における共同漁業、定置漁業及び
区画漁業の漁場計画(案)について(諮問)

令和5年8月31日をもって免許の存続期間が満了する松浦海区における共同
漁業、定置漁業及び区画漁業について「令和5年漁業権一斉切替における漁場
計画樹立基本方針(松浦海区)」に基づき、別添のとおり漁場計画(案)を作成しま
したので、漁業法第64条第4項の規定により貴会の意見をお聴かせください。

なお、答申は令和5年4月28日までに提出してください。

担当:農林水産部水産課漁業調整担当 寺田・川崎
電話 0952-25-7145

漁場計画（案）

（令和 5 年 3 月）

佐 賀 県 松 浦 海 区

共 同 漁 業

1 共同漁業

- (1) 公示番号 別表第1のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類 別表第1のとおり
 - イ 漁業の名称 別表第1のとおり
 - ウ 漁業の時期 別表第1のとおり
 - エ 漁場の位置 別表第1のとおり
 - オ 漁場の区域 別表第1のとおり
- (3) 免許予定日 令和5年9月1日
- (4) 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月3日まで
- (5) 関係地区 別表第1のとおり

備考

- 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- 漁場計画図 別図第1のとおり

別表第1

公 示 号	漁業の種 類	漁業の名称		漁 業 の 時 期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区
松 共 第1号	第1種 共同漁業	あわび	漁業	12月21日から翌年10月31日まで	唐津市浜玉町 及び唐津市鏡 地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、玉島川はJ R 筑肥線鉄橋下流端まで、横田川は横田川橋下流端までとする。	団体漁業権	唐津市浜玉町
		さざえ	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		ばい	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		あさり	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		はまぐり	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		もがい	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		にし	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		うに	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		なまこ	漁業	10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		わかめ	漁業	12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業	2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業	11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく	漁業	2月1日から 6月30日まで				
		ひとえぐさ	漁業	10月1日から翌年6月30日まで				
		あまのり	漁業	10月1日から翌年4月30日まで				
		てんぐさ	漁業	2月1日から 9月30日まで				
		えごのり	漁業	4月1日から 8月31日まで				
松 共 第2号	第1種 共同漁業	あわび	漁業	12月21日から翌年10月31日まで	唐津市鏡から 同市ニタ子江 ノ尻川に至る 間の地先	次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、松浦川は唐津市和多田の佐用姫橋東端に設置した漁場境界標識を基点とした真方位57度44分47秒の線まで、町田川は歩道橋下流端まで、江ノ尻川は江ノ尻川橋下流端まで、その他の河川は河口までとする。	団体漁業権	唐津市東唐津一丁目、東唐津二丁目、東津三丁目及び東唐津四丁目
		さざえ	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		ばい	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		あさり	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		はまぐり	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		あかがい	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		もがい	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		たいらぎ	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		なまこ	漁業	10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		ひとえぐさ	漁業	10月1日から翌年6月30日まで				
		あまのり	漁業	10月1日から翌年4月30日まで				
		てんぐさ	漁業	2月1日から 9月30日まで				
		えごのり	漁業	4月1日から 8月31日まで				
		わかめ	漁業	12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業	2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業	11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく	漁業	2月1日から 6月30日まで				
松 共 第3号	第1種 共同漁業	あわび	漁業	12月21日から翌年10月31日まで	唐津市高島地 先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。	団体漁業権	唐津市高島
		さざえ	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		ばい	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		にな	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		うに	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		なまこ	漁業	10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		わかめ	漁業	12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業	2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業	11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく	漁業	2月1日から 6月30日まで				
		てんぐさ	漁業	10月1日から翌年4月30日まで				
		あまのり	漁業	10月1日から翌年6月30日まで				
		えごのり	漁業	4月1日から 8月31日まで				
		わかめ	漁業	12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業	2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業	11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく	漁業	2月1日から 6月30日まで				
松 共 第24号	第1種 共同漁業	あわび	漁業	12月21日から翌年10月31日まで	唐津市島島周 辺から同市藤 崎通りと佐志 との境界に至 る間の地先 及び 唐津市妙見と 同市佐志の境 界から同市場 川と同市相賀 の境界に至る 間の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びクの各点を順次に結んだ直線とコ、サ、シ、ス、セ及びソの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、佐志川は八幡橋下流端まで、浦川は浦川橋下流端まで、その他の河川は河口までとする。	団体漁業権	唐津市西唐津 唐津市大島 唐津市唐房
		とこぶし	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		さざえ	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		ばい	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		あさり	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		はまぐり	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		うに	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		なまこ	漁業	10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		わかめ	漁業	12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業	2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業	11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく	漁業	2月1日から 6月30日まで				
		ひとえぐさ	漁業	10月1日から翌年6月30日まで				
		あまのり	漁業	10月1日から翌年4月30日まで				
		てんぐさ	漁業	2月1日から 9月30日まで				
		えごのり	漁業	4月1日から 8月31日まで				
		かじめ	漁業	12月1日から翌年8月31日まで				
松 共 第24号	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		雑魚磯建網	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		雑魚かご	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		いかかご	漁業	4月1日から 7月31日まで				
		あなごかご	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		(うけ含む.)	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		うなぎかご	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		(うけ含む.)	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		あわび	漁業	12月21日から翌年10月31日まで				
		さざえ	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		ばい	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		あさり	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		はまぐり	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		うに	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		なまこ	漁業	10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		わかめ	漁業	12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業	2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業	11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく	漁業	2月1日から 6月30日まで				
		ひとえぐさ	漁業	10月1日から翌年6月30日まで				
		あまのり	漁業	10月1日から翌年4月30日まで				
		てんぐさ	漁業	2月1日から 9月30日まで				
		えごのり	漁業	4月1日から 8月31日まで				
		かじめ	漁業	12月1日から翌年8月31日まで				
		雑魚小型定置網	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		雑魚磯建網	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		雑魚かご	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		いかかご	漁業	4月1日から 7月31日まで				
		あなごかご	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		(うけ含む.)	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		うなぎかご	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		(うけ含む.)	漁業	1月1日から 12月31日まで				

別表第1

公 示 号	漁業の種 類	漁業の名称	漁 業 の 時 期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区
松 共 第6号	第1種 共同漁業	あわび	漁業 12月21日から翌年10月31日まで	唐津市相賀地 先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。	団体漁業権	唐津市相賀
		さざえ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		ばい	漁業 1月1日から 12月31日まで		点ア 北緯 33度 30分 7秒 東経 129度 57分 7秒 点イ 北緯 33度 29分 59秒 東経 129度 57分 44秒 点ウ 北緯 33度 30分 32秒 東経 129度 58分 32秒 点エ 北緯 33度 31分 5秒 東経 129度 58分 25秒 点オ 北緯 33度 31分 16秒 東経 129度 57分 55秒 点カ 北緯 33度 31分 8秒 東経 129度 57分 24秒		
		にな	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		あさり	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		はまぐり	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		うに	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		なまこ	漁業 10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		わかめ	漁業 12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業 11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひとえぐさ	漁業 10月1日から翌年6月30日まで				
		あまのり	漁業 10月1日から翌年4月30日まで				
		てんぐさ	漁業 2月1日から 9月30日まで				
		えごのり	漁業 4月1日から 8月31日まで				
		かじめ	漁業 12月1日から翌年8月31日まで				
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚磯建網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚かご	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		いかかご	漁業 4月1日から 7月31日まで				
		あなごかご (うけ含む。)	漁業 1月1日から 12月31日まで				
松 共 第7号	第1種 共同漁業	あわび	漁業 12月21日から翌年10月31日まで	唐津市神集島 地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。	団体漁業権	唐津市神集島
		とこぶし	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		さざえ	漁業 1月1日から 12月31日まで		点ア 北緯 33度 31分 16秒 東経 129度 57分 55秒 点イ 北緯 33度 31分 39秒 東経 129度 59分 22秒 点ウ 北緯 33度 32分 27秒 東経 129度 59分 20秒 点エ 北緯 33度 32分 57秒 東経 129度 58分 32秒 点オ 北緯 33度 32分 36秒 東経 129度 57分 39秒 点カ 北緯 33度 31分 45秒 東経 129度 57分 41秒 東経 129度 57分 41秒		
		にな	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		あさり	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		うに	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		なまこ	漁業 10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		わかめ	漁業 12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業 11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひとえぐさ	漁業 10月1日から翌年6月30日まで				
		あまのり	漁業 10月1日から翌年4月30日まで				
		てんぐさ	漁業 2月1日から 9月30日まで				
		えごのり	漁業 4月1日から 8月31日まで				
		かじめ	漁業 12月1日から翌年8月31日まで				
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚磯建網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚かご	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		あなごかご (うけ含む。)	漁業 1月1日から 12月31日まで				
松 共 第8号	第1種 共同漁業	あわび	漁業 12月21日から翌年10月31日まで	唐津市湊町と 同市相賀の境 界から同市屋 形石と同市呼 子町との境界 に至る間の地 先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。	団体漁業権	唐津市湊町及 び同市屋形石
		とこぶし	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		さざえ	漁業 1月1日から 12月31日まで		点ア 北緯 33度 31分 8秒 東経 129度 57分 24秒 点イ 北緯 33度 31分 16秒 東経 129度 57分 55秒 点ウ 北緯 33度 31分 45秒 東経 129度 57分 41秒 点エ 北緯 33度 32分 36秒 東経 129度 57分 39秒 点オ 北緯 33度 33分 14秒 東経 129度 55分 21秒 点カ 北緯 33度 32分 31秒 東経 129度 55分 2秒		
		ばい	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		にな	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		あさり	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		はまぐり	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		うに	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		なまこ	漁業 10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		わかめ	漁業 12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業 11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひとえぐさ	漁業 10月1日から翌年6月30日まで				
		あまのり	漁業 10月1日から翌年4月30日まで				
		てんぐさ	漁業 2月1日から 9月30日まで				
		えごのり	漁業 4月1日から 8月31日まで				
		かじめ	漁業 12月1日から翌年8月31日まで				
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚磯建網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚かご	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		あなごかご (うけ含む。)	漁業 1月1日から 12月31日まで				
松 共 第9号	第1種 共同漁業	あわび	漁業 12月21日から翌年10月31日まで	唐津市屋形石 と同市呼子町 との境界から 同市呼子町大 字呼子と同町 大字小友との 境界に至る間 の地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。	団体漁業権	唐津市呼子町 大字大友、大 字小友及び大 字呼子
		とこぶし	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		さざえ	漁業 1月1日から 12月31日まで		点ア 北緯 33度 32分 31秒 東経 129度 55分 2秒 点イ 北緯 33度 33分 15秒 東経 129度 55分 21秒 点ウ 北緯 33度 33分 23秒 東経 129度 54分 35秒 点エ 北緯 33度 33分 20秒 東経 129度 54分 10秒 点オ 北緯 33度 32分 43秒 東経 129度 54分 4秒		
		ばい	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		うに	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		なまこ	漁業 10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		わかめ	漁業 12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業 11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく	漁業 10月1日から翌年6月30日まで				
		あまのり	漁業 10月1日から翌年4月30日まで				
		てんぐさ	漁業 2月1日から 9月30日まで				
		えごのり	漁業 12月1日から翌年8月31日まで				
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚磯建網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚かご	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		いかかご	漁業 4月1日から 7月31日まで				
松 共 第10号	第1種 共同漁業	あわび	漁業 12月21日から翌年10月31日まで	唐津市呼子町 大字小友と同 町大字呼子と の境界から同 市呼子町と同 市鎮西町との 境界に至る間 の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。	団体漁業権	唐津市呼子町 大字呼子
		とこぶし	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		うに	漁業 1月1日から 12月31日まで		点ア 北緯 33度 32分 43秒 東経 129度 54分 4秒 点イ 北緯 33度 33分 20秒 東経 129度 54分 10秒 点ウ 北緯 33度 33分 17秒 東経 129度 53分 53秒 点エ 北緯 33度 32分 25秒 東経 129度 52分 40秒 点オ 北緯 33度 31分 49秒 東経 129度 52分 55秒 点カ 北緯 33度 31分 36秒 東経 129度 52分 51秒 点キ 北緯 33度 31分 35秒 東経 129度 53分 2秒		
		なまこ	漁業 10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		わかめ	漁業 12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業 11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく	漁業 2月1日から 9月30日まで				
		えごのり	漁業 12月1日から翌年8月31日まで				
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚磯建網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚かご	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		いかかご	漁業 4月1日から 7月31日まで				

別表第1

公 示 号	漁業の種 類	漁業の名称	漁 業 の 時 期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区
松 共 第11号	第1種 共同漁業	あわび とこぶし きざえ にな うに なまこ たこ わかめ ふのり ひじき もずく ひとえぐさ あまのり てんぐさ かじめ	漁業 12月21日から翌年10月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 10月1日から翌年3月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 12月1日から翌年7月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 11月1日から翌年5月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 10月1日から翌年6月30日まで 漁業 10月1日から翌年4月30日まで 漁業 2月1日から 9月30日まで 漁業 12月1日から翌年8月31日まで	唐津市呼子町 加部島地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 点ア 北緯 33度 33分 23秒 東経 129度 54分 35秒 点イ 北緯 33度 33分 43秒 東経 129度 54分 36秒 点ウ 北緯 33度 34分 34秒 東経 129度 52分 54秒 点エ 北緯 33度 33分 53秒 東経 129度 52分 7秒 点オ 北緯 33度 32分 39秒 東経 129度 52分 8秒 点カ 北緯 33度 32分 25秒 東経 129度 52分 40秒 点キ 北緯 33度 33分 17秒 東経 129度 53分 53秒	団体漁業権	唐津市呼子町 大字加部島
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 雑魚磯建網	漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで				
松 共 第12号	第1種 共同漁業	あわび とこぶし きざえ にな うに なまこ たこ わかめ ふのり ひじき もずく ひとえぐさ あまのり てんぐさ かじめ かめのて	漁業 12月21日から翌年10月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 10月1日から翌年3月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 12月1日から翌年7月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 11月1日から翌年5月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 10月1日から翌年6月30日まで 漁業 10月1日から翌年4月30日まで 漁業 2月1日から 9月30日まで 漁業 12月1日から翌年8月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで	唐津市呼子町 小川島地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 点ア 北緯 33度 36分 29秒 東経 129度 54分 31秒 点イ 北緯 33度 34分 48秒 東経 129度 54分 59秒 点ウ 北緯 33度 34分 27秒 東経 129度 54分 20秒 点エ 北緯 33度 35分 30秒 東経 129度 53分 3秒 点オ 北緯 33度 36分 47秒 東経 129度 53分 9秒	団体漁業権	唐津市呼子町 小川島
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 雑魚磯建網 いかかご	漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 4月1日から 7月31日まで				
松 共 第13号	第1種 共同漁業	あわび とこぶし きざえ にな あさり うに なまこ たこ わかめ ふのり ひじき もずく ひとえぐさ あまのり てんぐさ かじめ	漁業 12月21日から翌年10月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 10月1日から翌年3月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 12月1日から翌年7月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 11月1日から翌年5月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 10月1日から翌年6月30日まで 漁業 10月1日から翌年4月30日まで 漁業 2月1日から 9月30日まで 漁業 12月1日から翌年8月31日まで	唐津市鎮西町 と同市呼子町 の境界から同 市鎮西町波戸 魚見鼻水流れ に至る間の地 先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。 点ア 北緯 33度 31分 37秒 東経 129度 52分 42秒 点イ 北緯 33度 31分 36秒 東経 129度 52分 51秒 点ウ 北緯 33度 31分 49秒 東経 129度 52分 55秒 点エ 北緯 33度 32分 25秒 東経 129度 52分 40秒 点オ 北緯 33度 32分 39秒 東経 129度 52分 8秒 点カ 北緯 33度 32分 43秒 東経 129度 52分 8秒 点キ 北緯 33度 32分 37秒 東経 129度 51分 32秒	団体漁業権	唐津市鎮西町 大字名護屋
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 雑魚磯建網 いか敷網 雑魚かご	漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 4月30日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで				
松 共 第14号	第1種 共同漁業	あわび とこぶし きざえ にな いがい うに なまこ たこ わかめ ふのり ひじき もずく ひとえぐさ あまのり てんぐさ えごのり かじめ	漁業 12月21日から翌年10月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 10月1日から翌年3月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 12月1日から翌年7月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 11月1日から翌年5月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 10月1日から翌年6月30日まで 漁業 10月1日から翌年4月30日まで 漁業 2月1日から 9月30日まで 漁業 4月1日から 8月31日まで 漁業 12月1日から翌年8月31日まで	唐津市鎮西町 魚見鼻水流れ から寺田川に 至る間の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。 点ア 北緯 33度 32分 37秒 東経 129度 51分 32秒 点イ 北緯 33度 32分 43秒 東経 129度 52分 8秒 点ウ 北緯 33度 33分 16秒 東経 129度 52分 7秒 点エ 北緯 33度 33分 59秒 東経 129度 51分 20秒 点オ 北緯 33度 33分 57秒 東経 129度 50分 21秒 点カ 北緯 33度 33分 3秒 東経 129度 50分 31秒 点キ 北緯 33度 32分 56秒 東経 129度 50分 57秒	団体漁業権	唐津市鎮西町 大字波戸
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 雑魚磯建網 雑魚かご	漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで				
松 共 第15号	第1種 共同漁業	あわび とこぶし きざえ にな あさり うに なまこ たこ わかめ ふのり ひじき もずく ひとえぐさ あまのり てんぐさ かじめ	漁業 12月21日から翌年10月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 10月1日から翌年3月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 12月1日から翌年7月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 11月1日から翌年5月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 10月1日から翌年6月30日まで 漁業 10月1日から翌年4月30日まで 漁業 2月1日から 9月30日まで 漁業 12月1日から翌年8月31日まで	唐津市鎮西町 寺田川河口か ら同町串崎に 至る間の地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。 点ア 北緯 33度 32分 56秒 東経 129度 50分 57秒 点イ 北緯 33度 33分 3秒 東経 129度 50分 31秒 点ウ 北緯 33度 31分 54秒 東経 129度 49分 49秒 点エ 北緯 33度 31分 28秒 東経 129度 50分 25秒	団体漁業権	唐津市鎮西町 大字名護屋及 び大字串
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 雑魚磯建網 雑魚かご いかかご	漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 2月1日から 4月30日まで				

別表第 1

公 示 番 号	漁業の 種 類	漁業の名称	漁 業 の 時 期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区
松 共 第16号	第1種 共同漁業	あわび	漁業 12月21日から翌年10月31日まで	唐津市鎮西町 加唐島及び松 島地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。	団体漁業権	唐津市鎮西町 加唐島及び松 島
		とこぶし	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		さざえ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		にな	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		いがい	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		うに	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		なまこ	漁業 10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		わかめ	漁業 12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業 11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく	漁業 1月1日から 6月30日まで				
		ひとえぐさ	漁業 10月1日から翌年6月30日まで				
		あまのり	漁業 10月1日から翌年4月30日まで				
		てんぐさ	漁業 2月1日から 9月30日まで				
		かじめ	漁業 12月1日から翌年8月31日まで				
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚磯建網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		いかかご	漁業 1月20日から 4月15日まで				
		あなごかご (うけ含む。)	漁業 1月1日から 12月31日まで				
松 共 第17号	第1種 共同漁業	あわび	漁業 12月21日から翌年10月31日まで	唐津市鎮西町 馬渡島地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。	団体漁業権	唐津市鎮西町 馬渡島
		とこぶし	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		さざえ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		にな	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		うに	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		なまこ	漁業 10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		わかめ	漁業 12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業 11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく	漁業 1月1日から 6月30日まで				
		あまのり	漁業 10月1日から翌年4月30日まで				
		てんぐさ	漁業 2月1日から 9月30日まで				
		かじめ	漁業 12月1日から翌年8月31日まで				
	第2種 共同漁業	雑魚磯建網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		あなごかご (うけ含む。)	漁業 1月1日から 12月31日まで				
松 共 第18号	第1種 共同漁業	あわび	漁業 12月21日から翌年10月31日まで	唐津市鎮西町 串崎から東松 浦郡玄海町直 賀崎に至る間 の地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとし、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域は除く。	団体漁業権	唐津市鎮西町 大字串及び東 松浦郡玄海町 大字今村
		とこぶし	漁業 1月1日から 12月31日まで				

別表第1

公 示 号	漁業の種 類	漁業の名称		漁 業 の 時 期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区		
松 共 第20号	第1種 共同漁業	あわび	漁業	12月21日から翌年10月31日まで	東松浦郡玄海町牟形から唐津市肥前町大崎に至る間の地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、座川は唐津市肥前町木場ノ元に設置した標識から真方位31度00分の線まで、その他の河川は河口口までとする。	団体漁業権	東松浦郡玄海町大字牟形並びに唐津市肥前町大字鶴牧及び大字納所		
		とこぶし	漁業	1月1日から 12月31日まで						
		さざえ	漁業	1月1日から 12月31日まで						
		ばい	漁業	1月1日から 12月31日まで						
		にな	漁業	1月1日から 12月31日まで						
		あさり	漁業	1月1日から 12月31日まで						
		かき	漁業	11月1日から翌年3月31日まで						
		あこやがい	漁業	1月1日から 12月31日まで						
		いがい	漁業	1月1日から 12月31日まで						
		うに	漁業	1月1日から 12月31日まで						
		なまこ	漁業	10月1日から翌年3月31日まで						
		たこ	漁業	1月1日から 12月31日まで						
		わかめ	漁業	12月1日から翌年7月31日まで						
		ふのり	漁業	2月1日から 6月30日まで						
		ひじき	漁業	11月1日から翌年5月31日まで						
		もずく	漁業	2月1日から 6月30日まで						
		ひとえぐさ	漁業	10月1日から翌年6月30日まで						
		あまのり	漁業	10月1日から翌年4月30日まで						
		てんぐさ	漁業	2月1日から 9月30日まで						
		えごのり	漁業	4月1日から 8月31日まで						
		かじめ	漁業	12月1日から翌年8月31日まで						
		すじあおのり	漁業	10月1日から翌年4月30日まで						
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網	漁業	1月1日から 12月31日まで						
		雑魚磯建網	漁業	1月1日から 12月31日まで						
		雑魚かご	漁業	1月1日から 12月31日まで						
		いかかご	漁業	1月20日から 4月15日まで						
		あなごかご(うけ含む。)	漁業	1月1日から 12月31日まで						
		しろうおやな	漁業	2月1日から 4月30日まで						
		松 共 第21号	第1種 共同漁業	あわび	漁業	12月21日から翌年10月31日まで	唐津市肥前町大崎から阿漕に至る間の地先及び同町向島地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ及びタの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口口までとする。	団体漁業権	唐津市肥前町大字納所、大字人野、大字屋賀、大字晴気、大字向島及び大字田野
				とこぶし	漁業	1月1日から 12月31日まで				
				さざえ	漁業	1月1日から 12月31日まで				
				ばい	漁業	1月1日から 12月31日まで				
				にな	漁業	1月1日から 12月31日まで				
				あさり	漁業	1月1日から 12月31日まで				
				かき	漁業	11月1日から翌年3月31日まで				
あこやがい	漁業			1月1日から 12月31日まで						
いがい	漁業			1月1日から 12月31日まで						
うに	漁業			1月1日から 12月31日まで						
なまこ	漁業			10月1日から翌年3月31日まで						
たこ	漁業			1月1日から 12月31日まで						
わかめ	漁業			12月1日から翌年7月31日まで						
ふのり	漁業			2月1日から 6月30日まで						
ひじき	漁業			11月1日から翌年5月31日まで						
もずく	漁業			2月1日から 6月30日まで						
ひとえぐさ	漁業			10月1日から翌年6月30日まで						
あまのり	漁業		10月1日から翌年4月30日まで							
てんぐさ	漁業		2月1日から 9月30日まで							
えごのり	漁業		4月1日から 8月31日まで							
かじめ	漁業	12月1日から翌年8月31日まで								
すじあおのり	漁業	10月1日から翌年4月30日まで								
第2種 共同漁業	雑魚小型定置網	漁業	1月1日から 12月31日まで							
	雑魚磯建網	漁業	1月1日から 12月31日まで							
	雑魚かご	漁業	1月1日から 12月31日まで							

別表第1

公 示 号	漁業の種 類	漁業の名称	漁 業 の 時 期		漁場の位置	漁 場 の 区 域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区
松 共 第22号	第1種 共同漁業	にな	漁業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 満越から同町 湯の浦に至る 間の地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時 海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。 点ア 北緯 33度 24分 51秒 東経 129度 49分 59秒 (基点共第32号：唐津市肥前町上ヶ倉と同町瓜ヶ坂 との境界に設置した標識) 点イ 北緯 33度 24分 36秒 東経 129度 49分 51秒 (基点共第32号から真方位 200度00分の線上の長崎県 松浦市福島町対岸と同基点との中央点) 点ウ 北緯 33度 23分 34秒 東経 129度 51分 40秒 (基点共第33号と長崎県松浦市福島町四十ヶ島東端を 結んだ直線の中央点) 点エ 北緯 33度 23分 36秒 東経 129度 51分 53秒 (基点共第33号：唐津市肥前町と伊万里市波多津町 との境界に設置した標識)	団体漁業権	唐津市肥前町 大字大浦
		あさり	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		かき	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		あこやがい	漁業	11月1日から翌年3月31日まで				
		たいらぎ	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		うに	漁業	10月1日から翌年5月31日まで				
		なまこ	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		たこ	漁業	10月1日から翌年3月31日まで				
		もずく	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		ひとえぐさ	漁業	2月1日から 6月30日まで				
		てんぐさ	漁業	10月1日から翌年6月30日まで				
		えごのり	漁業	2月1日から 9月30日まで				
松 共 第23号	第2種 共同漁業	すじあおのり	漁業	4月1日から 8月31日まで	伊万里市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ 直線、ケ及びコを結んだ直線、最大高潮時海岸線とによって囲ま れた区域。ただし、河川は河口までとする。 点ア 北緯 33度 23分 36秒 東経 129度 51分 53秒 (基点共第33号：唐津市肥前町と伊万里市波多津町 との境界に設置した標識) 点イ 北緯 33度 23分 34秒 東経 129度 51分 40秒 (基点共第33号と長崎県松浦市福島町四十ヶ島東端を 結んだ直線の中央点) 点ウ 北緯 33度 22分 55秒 東経 129度 51分 49秒 (伊万里市波多津町戸萩鼻北端と長崎県松浦市福島町 瀬山島東端を結んだ直線の中央点) 点エ 北緯 33度 22分 22秒 東経 129度 51分 26秒 (伊万里市波多津町と長崎県松浦市福島町に架る福島 橋の中央点) 点オ 北緯 33度 21分 50秒 東経 129度 50分 41秒 (伊万里市波多津町炭屋崎北西端と長崎県松浦市福島町 砥石鼻東南端を結んだ直線の中央点) 点カ 北緯 33度 20分 42秒 東経 129度 49分 47秒 (長崎県松浦市福島町白岩鼻南端から伊万里市黒川町 骨蓬岳山頂見通し線上、同白岩鼻から 1,600メートル の点) 点キ 北緯 33度 20分 23秒 東経 129度 48分 28秒 (基点共第36号から伊万里市黒川町骨蓬岳山頂見通し線 上、同基点から 1,500メートルの点) 点ク 北緯 33度 20分 26秒 東経 129度 47分 27秒 (基点共第36号：佐賀県と長崎県との境界に設置し た標識) 点ケ 北緯 33度 20分 15秒 東経 129度 47分 33秒 (基点共第35号：伊万里市山代町浦ノ崎佐代川左岸 北西角に設置した標識) 点コ 北緯 33度 20分 32秒 東経 129度 50分 38秒 (基点共第34号：伊万里市黒川町福田字浦濁1290番 地吉が浦鼻に設置した標識)	団体漁業権	伊万里市
		雑魚磯建網	漁業	10月1日から翌年4月30日まで				
		雑魚かご	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		いかかご	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		あなごかご (うけ含む。)	漁業	1月20日から 4月15日まで				
		あさり	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		かき	漁業	11月1日から翌年3月31日まで				
		うに	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		なまこ	漁業	10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		もずく	漁業	2月1日から 6月30日まで				
		ひとえぐさ	漁業	10月1日から翌年6月30日まで				
てんぐさ	漁業	2月1日から 9月30日まで						

定 置 漁 業

2 定置漁業

- (1) 公示番号 別表第2のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類 定置漁業
 - イ 漁業の名称 別表第2のとおり
 - ウ 漁業の時期 別表第2のとおり
 - エ 漁場の位置 別表第2のとおり
 - オ 漁場の区域 別表第2のとおり
- (3) 免許予定日 令和5年9月1日
- (4) 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月3日まで
- (5) 関係地区 別表第2のとおり

備考

- 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 漁場計画図 別図第1のとおり

別表第2

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権または団体漁業権の引	備考
松定第1号	雑魚落網漁業	1月1日から12月31日まで	唐津市神集島 黒瀬地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度31分55秒 東経 129度58分37秒 点イ：北緯 33度32分 7秒 東経 129度58分59秒 点ウ：北緯 33度31分46秒 東経 129度59分 7秒 点エ：北緯 33度31分51秒 東経 129度58分35秒	唐津市神集島	個別漁業権	旧松定第1号
松定第2号	雑魚落網漁業	1月1日から12月31日まで	唐津市加唐島 大泊地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度36分19秒 東経 129度51分38秒 点イ：北緯 33度36分14秒 東経 129度51分59秒 点ウ：北緯 33度36分25秒 東経 129度52分 5秒 点エ：北緯 33度36分38秒 東経 129度51分59秒 点オ：北緯 33度36分35秒 東経 129度51分51秒 点カ：北緯 33度36分27秒 東経 129度51分50秒 点キ：北緯 33度36分27秒 東経 129度51分46秒	唐津市鎮西町 加唐島	個別漁業権	旧松定第2号

区 画 漁 業
(そ の 1)

3 区画漁業（その1）

（1） 公示番号 別表第3のとおり

（2） 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類 第1種区画漁業

イ 漁業の名称 別表第3のとおり

ウ 漁業の時期 別表第3のとおり

エ 漁場の位置 別表第3のとおり

オ 漁場の区域 別表第3のとおり

（3） 制限又は条件

ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。

イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

ウ わかめ養殖業においては、毎年5月31日までに養殖施設を除去しなければならない。

エ くろまぐろ養殖については、当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。

ただし、生け簀の総面積が2,600平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。

形状： 円形

正八角形

規格： 直径30メートル

直径30メートル

台数： 1台

3台

（3） 免許予定日 令和5年9月1日

（4） 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月3日まで

（5） 関係地区 別表3のとおり

備考

存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

ただし、真珠養殖業は令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

漁場計画図 別図第2のとおり

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第201号	わかめ養殖業	10月1日から 翌年4月30日 まで	唐津市浜玉町 洲上地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 45秒 東経 130度 02分 07秒 点イ：北緯 33度 27分 40秒 東経 130度 02分 12秒 点ウ：北緯 33度 27分 40秒 東経 130度 02分 11秒 点エ：北緯 33度 27分 45秒 東経 130度 02分 06秒	唐津市浜玉町	団体漁業権	旧松区 第201号
松 区 第202号	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日 まで	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 16秒 東経 129度 58分 15秒 点イ：北緯 33度 28分 14秒 東経 129度 58分 10秒 点ウ：北緯 33度 28分 15秒 東経 129度 58分 08秒 点エ：北緯 33度 28分 18秒 東経 129度 58分 12秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	旧松区 第301号 の一部
松 区 第203号	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日 まで	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 07秒 東経 129度 57分 36秒 点イ：北緯 33度 29分 05秒 東経 129度 57分 34秒 点ウ：北緯 33度 29分 09秒 東経 129度 57分 29秒 点エ：北緯 33度 29分 10秒 東経 129度 57分 31秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	旧松区 第302号 の一部
松 区 第204号	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日 まで	唐津市唐房地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び クの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時 海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 48秒 東経 129度 56分 14秒 点イ：北緯 33度 28分 50秒 東経 129度 56分 25秒 点ウ：北緯 33度 28分 40秒 東経 129度 56分 35秒 点エ：北緯 33度 28分 36秒 東経 129度 56分 31秒 点オ：北緯 33度 28分 46秒 東経 129度 56分 20秒 点カ：北緯 33度 28分 45秒 東経 129度 56分 19秒 点キ：北緯 33度 28分 46秒 東経 129度 56分 18秒 点ク：北緯 33度 28分 48秒 東経 129度 56分 14秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	旧松区 第202号 時期変更
松 区 第205号	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日 まで	唐津市唐房地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 49秒 東経 129度 56分 15秒 点イ：北緯 33度 28分 50秒 東経 129度 56分 18秒 点ウ：北緯 33度 28分 49秒 東経 129度 56分 18秒 点エ：北緯 33度 28分 48秒 東経 129度 56分 15秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	旧松区 第203号 時期変更
松 区 第206号	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日 まで	唐津市鳩川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 55秒 東経 129度 57分 10秒 点イ：北緯 33度 29分 57秒 東経 129度 57分 12秒 点ウ：北緯 33度 29分 55秒 東経 129度 57分 15秒 点エ：北緯 33度 29分 53秒 東経 129度 57分 14秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	旧松区 第204号 時期変更

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第251号	こんぶ養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 波戸地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 39秒 東経 129度 51分 30秒 点イ：北緯 33度 32分 41秒 東経 129度 51分 33秒 点ウ：北緯 33度 32分 40秒 東経 129度 51分 35秒 点エ：北緯 33度 32分 38秒 東経 129度 51分 32秒	唐津市鎮西町 波戸	団体漁業権	旧松区 第251号
松 区 第252号	こんぶ養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 小波戸浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 58秒 東経 129度 51分 35秒 点イ：北緯 33度 32分 58秒 東経 129度 51分 37秒 点ウ：北緯 33度 32分 54秒 東経 129度 51分 37秒 点エ：北緯 33度 32分 54秒 東経 129度 51分 35秒	唐津市鎮西町 波戸	団体漁業権	旧松区 第252号
松 区 第253号	こんぶ養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋米納戸浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲ま れた区域 点ア：北緯 33度 32分 17秒 東経 129度 50分 55秒 点イ：北緯 33度 32分 20秒 東経 129度 50分 48秒 点ウ：北緯 33度 32分 29秒 東経 129度 50分 43秒 点エ：北緯 33度 32分 25秒 東経 129度 51分 00秒 点オ：北緯 33度 32分 20秒 東経 129度 51分 01秒	唐津市鎮西町 名護屋（南 区、北区を 除く）	団体漁業権	旧松区 第253号 拡大

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第301号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市 神集島地先	次のア及びイの各点を順次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 20秒 東経 129度 58分 01秒 点イ：北緯 33度 32分 15秒 東経 129度 57分 56秒	唐津市神集島	団体漁業権	旧松区 第304号
松 区 第302号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市呼子町 殿の浦字ワタリ 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 12秒 東経 129度 52分 57秒 点イ：北緯 33度 32分 06秒 東経 129度 52分 55秒 点ウ：北緯 33度 32分 07秒 東経 129度 52分 51秒 点エ：北緯 33度 32分 13秒 東経 129度 52分 54秒	唐津市呼子町 呼子	団体漁業権	旧松区 第305号
松 区 第303号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市呼子町 加部島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 33分 10秒 東経 129度 53分 40秒 点イ：北緯 33度 33分 09秒 東経 129度 53分 39秒 点ウ：北緯 33度 33分 12秒 東経 129度 53分 33秒 点エ：北緯 33度 33分 13秒 東経 129度 53分 35秒	唐津市呼子町 加部島片村 及び杉村地区	団体漁業権	旧松区 第306号
松 区 第304号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市呼子町 加部島田の下 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 33分 00秒 東経 129度 53分 18秒 点イ：北緯 33度 32分 54秒 東経 129度 53分 10秒 点ウ：北緯 33度 32分 55秒 東経 129度 53分 09秒 点エ：北緯 33度 33分 01秒 東経 129度 53分 16秒	唐津市呼子町 加部島片村 及び杉村地区	団体漁業権	旧松区 第307号
松 区 第305号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市呼子町 加部島片島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 32分 55秒 東経 129度 53分 08秒 点イ：北緯 33度 32分 53秒 東経 129度 53分 09秒 点ウ：北緯 33度 32分 44秒 東経 129度 52分 58秒 点エ：北緯 33度 32分 50秒 東経 129度 52分 54秒	唐津市呼子町 加部島片島 地区	団体漁業権	旧松区 第308号
松 区 第306号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋方柄浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 17秒 東経 129度 52分 29秒 点イ：北緯 33度 32分 13秒 東経 129度 52分 25秒 点ウ：北緯 33度 32分 18秒 東経 129度 52分 16秒 点エ：北緯 33度 32分 22秒 東経 129度 52分 21秒	唐津市鎮西町 名護屋	団体漁業権	旧松区 第309号
松 区 第307号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 21秒 東経 129度 52分 15秒 点イ：北緯 33度 32分 19秒 東経 129度 52分 13秒 点ウ：北緯 33度 32分 24秒 東経 129度 52分 02秒 点エ：北緯 33度 32分 27秒 東経 129度 52分 04秒	唐津市鎮西町 名護屋	団体漁業権	旧松区 第310号
松 区 第308号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 外津湾内	次のア及びイを結んだ直線と、ウ、エ、 オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ直線 と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 30分 48秒 東経 129度 51分 12秒 点イ：北緯 33度 30分 40秒 東経 129度 51分 19秒 点ウ：北緯 33度 30分 39秒 東経 129度 51分 20秒 点エ：北緯 33度 30分 31秒 東経 129度 51分 19秒 点オ：北緯 33度 30分 31秒 東経 129度 51分 13秒 点カ：北緯 33度 30分 46秒 東経 129度 51分 05秒 点キ：北緯 33度 30分 52秒 東経 129度 50分 56秒 点ク：北緯 33度 30分 54秒 東経 129度 50分 58秒	東松浦郡 玄海町 大字今村	団体漁業権	旧松区 第313号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第309号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 外津湾内	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 31分 01秒 東経 129度 50分 43秒 点イ：北緯 33度 31分 00秒 東経 129度 50分 46秒 点ウ：北緯 33度 30分 58秒 東経 129度 50分 44秒 点エ：北緯 33度 31分 00秒 東経 129度 50分 42秒	東松浦郡 玄海町 大字今村	団体漁業権	旧松区 第314号
松 区 第310号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 飯屋高岩鼻地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 23秒 東経 129度 50分 03秒 点イ：北緯 33度 28分 22秒 東経 129度 50分 02秒 点ウ：北緯 33度 28分 25秒 東経 129度 49分 57秒 点エ：北緯 33度 28分 26秒 東経 129度 49分 58秒	東松浦郡 玄海町 大字飯屋	団体漁業権	旧松区 第315号
松 区 第311号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 飯屋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線と最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 59秒 東経 129度 50分 55秒 点イ：北緯 33度 27分 53秒 東経 129度 50分 49秒 点ウ：北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 50分 32秒 点エ：北緯 33度 28分 13秒 東経 129度 50分 40秒 点オ：北緯 33度 28分 08秒 東経 129度 50分 47秒 点カ：北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 50分 50秒 点キ：北緯 33度 28分 02秒 東経 129度 50分 51秒	東松浦郡 玄海町 大字飯屋	団体漁業権	旧松区 第316号
松 区 第312号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 飯屋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 59秒 東経 129度 50分 55秒 点イ：北緯 33度 27分 53秒 東経 129度 51分 10秒 点ウ：北緯 33度 27分 49秒 東経 129度 51分 07秒 点エ：北緯 33度 27分 55秒 東経 129度 50分 51秒	東松浦郡 玄海町 大字飯屋	団体漁業権	旧松区 第317号
松 区 第313号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 竹ノ子島西側 地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 38秒 点イ：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 36秒 点ウ：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 35秒 点エ：北緯 33度 27分 20秒 東経 129度 50分 37秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第318号
松 区 第314号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 納所佐久目鼻 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 20秒 東経 129度 49分 38秒 点イ：北緯 33度 28分 15秒 東経 129度 49分 32秒 点ウ：北緯 33度 28分 21秒 東経 129度 49分 30秒 点エ：北緯 33度 28分 24秒 東経 129度 49分 35秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第319号
松 区 第315号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 星賀ヤケ崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 26分 25秒 東経 129度 47分 59秒 点イ：北緯 33度 26分 19秒 東経 129度 47分 49秒 点ウ：北緯 33度 26分 22秒 東経 129度 47分 44秒 点エ：北緯 33度 26分 27秒 東経 129度 47分 56秒	唐津市肥前町 星賀及び 伊万里市 波多津町	団体漁業権	旧松区 第322号
松 区 第316号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 入野クビキ島 地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 25分 59秒 東経 129度 48分 27秒 点イ：北緯 33度 26分 01秒 東経 129度 48分 30秒 点ウ：北緯 33度 25分 57秒 東経 129度 48分 32秒 点エ：北緯 33度 25分 58秒 東経 129度 48分 28秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第323号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第317号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 田野松島東側 地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 25分 39秒 東経 129度 48分 38秒 点イ：北緯 33度 25分 39秒 東経 129度 48分 38秒 点ウ：北緯 33度 25分 38秒 東経 129度 48分 41秒 点エ：北緯 33度 25分 36秒 東経 129度 48分 41秒 点オ：北緯 33度 25分 36秒 東経 129度 48分 39秒 点カ：北緯 33度 25分 37秒 東経 129度 48分 39秒	唐津市肥前町 田野	団体漁業権	旧松区 第324号 の一部
松 区 第318号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 田野阿漕上倉 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 45秒 東経 129度 50分 00秒 点イ：北緯 33度 24分 40秒 東経 129度 49分 58秒 点ウ：北緯 33度 24分 42秒 東経 129度 49分 54秒 点エ：北緯 33度 24分 47秒 東経 129度 49分 56秒	唐津市肥前町 田野	団体漁業権	旧松区 第325号
松 区 第319号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 瓜ヶ坂こわじろ 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 42秒 東経 129度 50分 16秒 点イ：北緯 33度 24分 30秒 東経 129度 50分 12秒 点ウ：北緯 33度 24分 37秒 東経 129度 49分 57秒 点エ：北緯 33度 24分 49秒 東経 129度 50分 01秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第326号
松 区 第320号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町平串 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線とカ及びアの各点を結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 22分 53秒 東経 129度 51分 56秒 点イ：北緯 33度 22分 51秒 東経 129度 51分 49秒 点ウ：北緯 33度 22分 53秒 東経 129度 51分 47秒 点エ：北緯 33度 23分 06秒 東経 129度 51分 45秒 点オ：北緯 33度 23分 08秒 東経 129度 51分 53秒 点カ：北緯 33度 22分 59秒 東経 129度 51分 55秒	伊万里市 波多津町	団体漁業権	旧松区 第328号
松 区 第351号	くろまぐろ 小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 23秒 東経 129度 52分 16秒 点イ：北緯 33度 32分 21秒 東経 129度 52分 15秒 点ウ：北緯 33度 32分 27秒 東経 129度 52分 04秒 点エ：北緯 33度 32分 29秒 東経 129度 52分 06秒	唐津市鎮西町 名護屋	団体漁業権	旧松区 第351号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第401号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市呼子町 加部島地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 33分 14秒 東経 129度 53分 25秒 点イ：北緯 33度 33分 14秒 東経 129度 53分 26秒 点ウ：北緯 33度 33分 13秒 東経 129度 53分 26秒 点エ：北緯 33度 33分 13秒 東経 129度 53分 25秒	唐津市呼子町 加部島	団体漁業権	旧松区 第401号
松 区 第402号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市呼子町 小川島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 35分 36秒 東経 129度 53分 51秒 点イ：北緯 33度 35分 35秒 東経 129度 53分 51秒 点ウ：北緯 33度 35分 35秒 東経 129度 53分 49秒 点エ：北緯 33度 35分 36秒 東経 129度 53分 49秒	唐津市呼子町 小川島	団体漁業権	旧松区 第403号 縮小
松 区 第403号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋方柄浦 地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によってによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 14秒 東経 129度 52分 16秒 点イ：北緯 33度 32分 16秒 東経 129度 52分 17秒 点ウ：北緯 33度 32分 18秒 東経 129度 52分 13秒 点エ：北緯 33度 32分 16秒 東経 129度 52分 12秒 点オ：北緯 33度 32分 15秒 東経 129度 52分 14秒	唐津市鎮西町 名護屋	団体漁業権	旧松区 第404号 縮小
松 区 第404号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 小波戸浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 57秒 東経 129度 51分 35秒 点イ：北緯 33度 32分 58秒 東経 129度 51分 37秒 点ウ：北緯 33度 32分 54秒 東経 129度 51分 37秒 点エ：北緯 33度 32分 54秒 東経 129度 51分 35秒	唐津市鎮西町 波戸	団体漁業権	旧松区 第406号
松 区 第405号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 波戸地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 42秒 東経 129度 51分 30秒 点イ：北緯 33度 32分 41秒 東経 129度 51分 31秒 点ウ：北緯 33度 32分 40秒 東経 129度 51分 30秒 点エ：北緯 33度 32分 41秒 東経 129度 51分 29秒	唐津市鎮西町 波戸	団体漁業権	旧松区 第407号
松 区 第406号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 波戸地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 46秒 東経 129度 51分 30秒 点イ：北緯 33度 32分 47秒 東経 129度 51分 32秒 点ウ：北緯 33度 32分 46秒 東経 129度 51分 33秒 点エ：北緯 33度 32分 44秒 東経 129度 51分 34秒 点オ：北緯 33度 32分 43秒 東経 129度 51分 32秒	唐津市鎮西町 波戸	団体漁業権	旧松区 第408号
松 区 第407号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋米納戸浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 17秒 東経 129度 50分 55秒 点イ：北緯 33度 32分 20秒 東経 129度 50分 48秒 点ウ：北緯 33度 32分 29秒 東経 129度 50分 43秒 点エ：北緯 33度 32分 25秒 東経 129度 51分 00秒 点オ：北緯 33度 32分 20秒 東経 129度 51分 01秒	唐津市鎮西町 名護屋（南区、北区を除く）	団体漁業権	旧松区 第409号
松 区 第408号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 串	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 31分 24秒 東経 129度 51分 14秒 点イ：北緯 33度 31分 25秒 東経 129度 51分 09秒 点ウ：北緯 33度 31分 29秒 東経 129度 51分 10秒 点エ：北緯 33度 31分 28秒 東経 129度 51分 15秒	唐津市鎮西町 名護屋（南区、北区を除く）及び串	団体漁業権	旧松区 第410号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第409号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 外津湾内	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 30分 46秒 東経 129度 51分 24秒 点イ：北緯 33度 30分 46秒 東経 129度 51分 21秒 点ウ：北緯 33度 30分 44秒 東経 129度 51分 21秒 点エ：北緯 33度 30分 44秒 東経 129度 51分 24秒	東松浦郡玄海 町大字今村	団体漁業権	旧松区 第507号 の一部
松 区 第410号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 飯屋福浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 23秒 東経 129度 50分 06秒 点イ：北緯 33度 28分 22秒 東経 129度 50分 06秒 点ウ：北緯 33度 28分 23秒 東経 129度 50分 04秒 点エ：北緯 33度 28分 23秒 東経 129度 50分 05秒	東松浦郡玄海 町大字飯屋	団体漁業権	旧松区 第415号
松 区 第411号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 入野サヤ崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 47分 59秒 点イ：北緯 33度 27分 31秒 東経 129度 48分 04秒 点ウ：北緯 33度 27分 30秒 東経 129度 48分 05秒 点エ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 48分 00秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野 星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第320号 第417号 の一部

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第501号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 16秒 東経 129度 58分 15秒 点イ：北緯 33度 28分 14秒 東経 129度 58分 10秒 点ウ：北緯 33度 28分 13秒 東経 129度 58分 11秒 点エ：北緯 33度 28分 13秒 東経 129度 58分 20秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	旧松区 第301号 の一部
松 区 第502号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 11秒 東経 129度 57分 31秒 点イ：北緯 33度 29分 09秒 東経 129度 57分 29秒 点ウ：北緯 33度 29分 12秒 東経 129度 57分 26秒 点エ：北緯 33度 29分 13秒 東経 129度 57分 27秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	旧松区 第302号 の一部
松 区 第503号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鳩川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 51秒 東経 129度 56分 16秒 点イ：北緯 33度 28分 51秒 東経 129度 56分 18秒 点ウ：北緯 33度 28分 50秒 東経 129度 56分 18秒 点エ：北緯 33度 28分 49秒 東経 129度 56分 15秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	旧松区 第501号
松 区 第504号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鳩川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 39秒 東経 129度 56分 57秒 点イ：北緯 33度 29分 47秒 東経 129度 57分 04秒 点ウ：北緯 33度 29分 45秒 東経 129度 57分 07秒 点エ：北緯 33度 29分 37秒 東経 129度 57分 00秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	旧松区 第502号
松 区 第505号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鳩川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 47秒 東経 129度 57分 04秒 点イ：北緯 33度 29分 55秒 東経 129度 57分 10秒 点ウ：北緯 33度 29分 53秒 東経 129度 57分 14秒 点エ：北緯 33度 29分 45秒 東経 129度 57分 07秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	旧松区 第503号
松 区 第506号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋野元地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 31分 12秒 東経 129度 52分 36秒 点イ：北緯 33度 31分 06秒 東経 129度 52分 35秒 点ウ：北緯 33度 31分 06秒 東経 129度 52分 31秒 点エ：北緯 33度 31分 13秒 東経 129度 52分 32秒	唐津市鎮西町 名護屋	団体漁業権	旧松区 第504号
松 区 第507号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋野元地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 31分 22秒 東経 129度 52分 43秒 点イ：北緯 33度 31分 16秒 東経 129度 52分 41秒 点ウ：北緯 33度 31分 16秒 東経 129度 52分 40秒 点エ：北緯 33度 31分 22秒 東経 129度 52分 41秒	唐津市鎮西町 名護屋（南 区、北区を 除く）	団体漁業権	旧松区 第505号
松 区 第508号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 外津湾内	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 30分 46秒 東経 129度 51分 14秒 点イ：北緯 33度 30分 46秒 東経 129度 51分 20秒 点ウ：北緯 33度 30分 42秒 東経 129度 51分 20秒 点エ：北緯 33度 30分 41秒 東経 129度 51分 18秒	東松浦郡玄海 町大字今村 及び唐津市 鎮西町串	団体漁業権	旧松区 第506号
松 区 第509号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 外津湾内	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 30分 44秒 東経 129度 51分 24秒 点イ：北緯 33度 30分 44秒 東経 129度 51分 21秒 点ウ：北緯 33度 30分 42秒 東経 129度 51分 24秒 点エ：北緯 33度 30分 42秒 東経 129度 51分 21秒	東松浦郡玄海 町大字今村	団体漁業権	旧松区 第507号 の一部

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第510号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 外津湾内	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 30分 31秒 東経 129度 51分 19秒 点イ：北緯 33度 30分 27秒 東経 129度 51分 19秒 点ウ：北緯 33度 30分 27秒 東経 129度 51分 12秒 点エ：北緯 33度 30分 31秒 東経 129度 51分 13秒	東松浦郡玄海 町大字今村	団体漁業権	旧松区 第508号 拡大
松 区 第511号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ 直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 46秒 東経 129度 51分 07秒 点イ：北緯 33度 27分 54秒 東経 129度 51分 13秒 点ウ：北緯 33度 27分 50秒 東経 129度 51分 20秒 点エ：北緯 33度 27分 42秒 東経 129度 51分 14秒	東松浦郡玄海 町大字飯屋	団体漁業権	旧松区 第509号
松 区 第512号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ 直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 05秒 東経 129度 51分 04秒 点イ：北緯 33度 27分 58秒 東経 129度 51分 14秒 点ウ：北緯 33度 27分 54秒 東経 129度 51分 11秒 点エ：北緯 33度 28分 01秒 東経 129度 51分 00秒	東松浦郡玄海 町大字飯屋	団体漁業権	新規漁業権
松 区 第513号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 飯屋地先	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ 直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 02秒 東経 129度 50分 52秒 点イ：北緯 33度 28分 02秒 東経 129度 50分 51秒 点ウ：北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 50分 50秒 点エ：北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 50分 51秒	東松浦郡玄海 町大字飯屋	団体漁業権	旧松区 第510号 拡大
松 区 第514号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 大字浜野浦水ノ 浦	次のア、イ、及びウの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 29分 22秒 東経 129度 50分 05秒 点イ：北緯 33度 29分 18秒 東経 129度 50分 05秒 点ウ：北緯 33度 29分 14秒 東経 129度 50分 12秒	東松浦郡玄海町 大字飯屋	団体漁業権	旧松区 第511号
松 区 第515号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 竹ノ子島地先	次のア及びイを結んだ直線とウ、エ、 オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ 直線とケ及びコを結んだ直線と最大高潮 時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 07秒 東経 129度 50分 51秒 点イ：北緯 33度 27分 06秒 東経 129度 50分 51秒 点ウ：北緯 33度 27分 06秒 東経 129度 50分 53秒 点エ：北緯 33度 26分 55秒 東経 129度 50分 42秒 点オ：北緯 33度 27分 07秒 東経 129度 50分 26秒 点カ：北緯 33度 27分 13秒 東経 129度 50分 32秒 点キ：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 50分 35秒 点ク：北緯 33度 27分 18秒 東経 129度 50分 43秒 点ケ：北緯 33度 27分 18秒 東経 129度 50分 46秒 点ア：北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 50分 54秒	唐津市肥前町 鶴牧	団体漁業権	旧松区 第604号
松 区 第516号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 入野サヤ崎地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点 を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 30秒 東経 129度 48分 05秒 点イ：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 48分 12秒 点ウ：北緯 33度 27分 19秒 東経 129度 48分 07秒 点エ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 48分 01秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第320号 第417号 の一部
松 区 第517号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 晴気地先	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ 直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区 域 点ア：北緯 33度 26分 03秒 東経 129度 48分 39秒 点イ：北緯 33度 26分 01秒 東経 129度 48分 35秒 点ウ：北緯 33度 26分 03秒 東経 129度 48分 19秒 点エ：北緯 33度 26分 07秒 東経 129度 48分 20秒	唐津市肥前町 入野	団体漁業権	旧松区 第513号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第518号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 人野仏島地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 25分 50秒 東経 129度 48分 46秒 点イ：北緯 33度 25分 48秒 東経 129度 48分 44秒 点ウ：北緯 33度 25分 51秒 東経 129度 48分 40秒 点エ：北緯 33度 25分 53秒 東経 129度 48分 42秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 暗気及び向島	団体漁業権	旧松区 第514号
松 区 第519号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 牛島南西側地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に 結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲 まれた区域 点ア：北緯 33度 25分 53秒 東経 129度 48分 22秒 点イ：北緯 33度 25分 42秒 東経 129度 48分 38秒 点ウ：北緯 33度 25分 37秒 東経 129度 48分 33秒 点エ：北緯 33度 25分 47秒 東経 129度 48分 19秒 点オ：北緯 33度 25分 52秒 東経 129度 48分 21秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 暗気及び向島	団体漁業権	旧松区 第515号
松 区 第520号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 田野阿漕上倉 地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 47秒 東経 129度 49分 56秒 点イ：北緯 33度 24分 42秒 東経 129度 49分 54秒 点ウ：北緯 33度 24分 44秒 東経 129度 49分 52秒 点エ：北緯 33度 24分 47秒 東経 129度 49分 54秒	唐津市肥前町 田野	団体漁業権	旧松区 第516号
松 区 第521号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 高卑地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を 順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 25分 26秒 東経 129度 49分 16秒 点イ：北緯 33度 25分 27秒 東経 129度 49分 13秒 点ウ：北緯 33度 25分 25秒 東経 129度 49分 12秒 点エ：北緯 33度 25分 24秒 東経 129度 49分 15秒	唐津市肥前町	団体漁業権	旧松区 第517号
松 区 第522号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 高卑地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を 順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 25分 41秒 東経 129度 48分 39秒 点イ：北緯 33度 25分 41秒 東経 129度 48分 41秒 点ウ：北緯 33度 25分 38秒 東経 129度 48分 41秒 点エ：北緯 33度 25分 39秒 東経 129度 48分 39秒 点オ：北緯 33度 25分 40秒 東経 129度 48分 38秒	唐津市肥前町	団体漁業権	旧松区 第324号 の一部
松 区 第523号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大浦折口ノ浦	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結 んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲 まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 13秒 東経 129度 51分 13秒 点イ：北緯 33度 24分 08秒 東経 129度 51分 11秒 点ウ：北緯 33度 24分 12秒 東経 129度 51分 00秒 点エ：北緯 33度 24分 21秒 東経 129度 51分 03秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第518号 拡大
松 区 第524号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大浦島山島東 地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に 結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲 まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 33秒 点イ：北緯 33度 24分 13秒 東経 129度 51分 39秒 点ウ：北緯 33度 24分 05秒 東経 129度 51分 34秒 点エ：北緯 33度 24分 06秒 東経 129度 51分 31秒 点オ：北緯 33度 24分 07秒 東経 129度 51分 31秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第519号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第525号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 満越亀地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケ の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線 とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 37秒 東経 129度 51分 38秒 点イ：北緯 33度 24分 39秒 東経 129度 51分 44秒 点ウ：北緯 33度 24分 27秒 東経 129度 51分 43秒 点エ：北緯 33度 24分 26秒 東経 129度 51分 41秒 点オ：北緯 33度 24分 26秒 東経 129度 51分 38秒 点カ：北緯 33度 24分 28秒 東経 129度 51分 36秒 点キ：北緯 33度 24分 32秒 東経 129度 51分 39秒 点ク：北緯 33度 24分 36秒 東経 129度 51分 39秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第520号 拡大
松 区 第526号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大浦津倉浦	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ 直線とカ及びキの各点を結んだ直線と最大高潮時海 岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 22秒 東経 129度 51分 60秒 点イ：北緯 33度 24分 22秒 東経 129度 51分 47秒 点ウ：北緯 33度 24分 27秒 東経 129度 51分 48秒 点エ：北緯 33度 24分 32秒 東経 129度 51分 47秒 点オ：北緯 33度 24分 31秒 東経 129度 51分 50秒 点カ：北緯 33度 24分 29秒 東経 129度 51分 51秒 点キ：北緯 33度 24分 26秒 東経 129度 51分 51秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第521号
松 区 第527号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大浦下中浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 24分 25秒 東経 129度 51分 58秒 点イ：北緯 33度 24分 23秒 東経 129度 52分 03秒 点ウ：北緯 33度 24分 25秒 東経 129度 52分 07秒 点エ：北緯 33度 24分 27秒 東経 129度 52分 02秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第522号
松 区 第528号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 満越みのば 地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順 次に結んだ直線とキ及びクの点を結んだ直線 と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 27秒 東経 129度 51分 41秒 点イ：北緯 33度 24分 27秒 東経 129度 51分 42秒 点ウ：北緯 33度 24分 22秒 東経 129度 51分 43秒 点エ：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 40秒 点オ：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 39秒 点カ：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 33秒 点キ：北緯 33度 24分 18秒 東経 129度 51分 25秒 点ク：北緯 33度 24分 21秒 東経 129度 51分 26秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第523号 拡大
松 区 第529号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大字杉の浦 帆立島南側地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線とオ及びカの点を結んだ直線と最大高 潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 03秒 東経 129度 51分 52秒 点イ：北緯 33度 24分 02秒 東経 129度 51分 53秒 点ウ：北緯 33度 23分 55秒 東経 129度 51分 39秒 点エ：北緯 33度 23分 58秒 東経 129度 51分 36秒 点オ：北緯 33度 24分 03秒 東経 129度 51分 43秒 点カ：北緯 33度 24分 04秒 東経 129度 51分 43秒	唐津市肥前町 大字大浦	団体漁業権	旧松区 第524号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第530号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大字杉の浦 杉の浦地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線とキ及びクの点を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 23分 48秒 東経 129度 51分 59秒 点イ：北緯 33度 23分 49秒 東経 129度 51分 55秒 点ウ：北緯 33度 23分 46秒 東経 129度 51分 50秒 点エ：北緯 33度 23分 46秒 東経 129度 51分 46秒 点オ：北緯 33度 23分 52秒 東経 129度 51分 41秒 点カ：北緯 33度 23分 57秒 東経 129度 51分 50秒 点キ：北緯 33度 24分 00秒 東経 129度 52分 01秒 点ク：北緯 33度 23分 57秒 東経 129度 52分 02秒	唐津市肥前町 大字大浦	団体漁業権	旧松区 第525号
松 区 第531号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 満越地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 20秒 東経 129度 51分 03秒 点イ：北緯 33度 24分 12秒 東経 129度 51分 00秒 点ウ：北緯 33度 24分 22秒 東経 129度 50分 28秒 点エ：北緯 33度 24分 28秒 東経 129度 50分 30秒	唐津市肥前町	団体漁業権	旧松区 第526号
松 区 第532号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町平串 地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 22分 53秒 東経 129度 51分 57秒 点イ：北緯 33度 22分 51秒 東経 129度 51分 49秒 点ウ：北緯 33度 22分 42秒 東経 129度 51分 53秒 点エ：北緯 33度 22分 44秒 東経 129度 51分 58秒	伊万里市 波多津町	団体漁業権	旧松区 第527号
松 区 第533号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 竹ノ子島地先	次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ直線とエ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線とク、ケ及びコの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 53秒 点イ：北緯 33度 27分 29秒 東経 129度 50分 55秒 点ウ：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 59秒 点エ：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 51分 01秒 点オ：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 51分 06秒 点カ：北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 51分 01秒 点キ：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 51秒 点ク：北緯 33度 27分 19秒 東経 129度 50分 51秒 点ケ：北緯 33度 27分 20秒 東経 129度 50分 50秒 点コ：北緯 33度 27分 21秒 東経 129度 50分 51秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第528号 第652号 第653号
松 区 第534号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 入野ひら瀬地先	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 25分 52秒 東経 129度 48分 37秒 点イ：北緯 33度 25分 50秒 東経 129度 48分 40秒 点ウ：北緯 33度 25分 59秒 東経 129度 48分 48秒 点エ：北緯 33度 25分 57秒 東経 129度 48分 41秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第529号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第551号	かきひび建て 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 大字牟形牟形浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線とオ及びカ各点を順次に結んだ最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 50分 54秒 点イ：北緯 33度 27分 13秒 東経 129度 50分 59秒 点ウ：北緯 33度 27分 06秒 東経 129度 50分 53秒 点エ：北緯 33度 27分 06秒 東経 129度 50分 53秒 点オ：北緯 33度 27分 06秒 東経 129度 50分 51秒 点カ：北緯 33度 27分 07秒 東経 129度 50分 51秒	唐津市肥前町 鶴牧	団体漁業権	旧松区 第512号
松 区 第552号	かきひび建て 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大浦地先	次のア、イの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 43秒 東経 129度 51分 40秒 点イ：北緯 33度 24分 39秒 東経 129度 51分 35秒	唐津市肥前町	団体漁業権	旧松区 第551号
松 区 第553号	かきひび建て 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大浦下中浦地先	次のア、イの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 28秒 東経 129度 52分 02秒 点イ：北緯 33度 24分 25秒 東経 129度 52分 07秒	唐津市肥前町	団体漁業権	旧松区 第552号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第601号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 大字名護屋 ヨノド浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 26秒 東経 129度 51分 03秒 点イ：北緯 33度 32分 25秒 東経 129度 51分 00秒 点ウ：北緯 33度 32分 29秒 東経 129度 50分 43秒 点エ：北緯 33度 32分 31秒 東経 129度 50分 46秒	唐津市鎮西町 及び肥前町 並に 伊万里市	個別漁業権	旧松区 第601号
松 区 第602号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 竹ノ子島 北側地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 39秒 東経 129度 51分 06秒 点イ：北緯 33度 27分 31秒 東経 129度 51分 02秒 点ウ：北緯 33度 27分 41秒 東経 129度 50分 43秒 点エ：北緯 33度 27分 47秒 東経 129度 50分 45秒	唐津市肥前町 大字鶴牧、 大字入野、 大字納所、 大字星賀及び 大字向島	個別漁業権	旧松区 第602号
松 区 第603号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 竹ノ子島北側 地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線とカ、キ及びクの各点を順次に結んだ直線とケ及びコの点を結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 50分 33秒 点イ：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 30秒 点ウ：北緯 33度 27分 37秒 東経 129度 50分 43秒 点エ：北緯 33度 27分 32秒 東経 129度 50分 53秒 点オ：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 50分 51秒 点カ：北緯 33度 27分 20秒 東経 129度 50分 45秒 点キ：北緯 33度 27分 20秒 東経 129度 50分 42秒 点ク：北緯 33度 27分 20秒 東経 129度 50分 36秒 点ケ：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 35秒 点コ：北緯 33度 27分 20秒	唐津市肥前町 大字鶴牧	個別漁業権	旧松区 第603号
松 区 第604号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 鶴牧菰津地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 13秒 東経 129度 50分 12秒 点イ：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 50分 10秒 点ウ：北緯 33度 27分 10秒 東経 129度 50分 08秒 点エ：北緯 33度 27分 09秒 東経 129度 50分 09秒	唐津市肥前町 鶴牧	個別漁業権	旧松区 第605号
松 区 第605号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 鶴牧菰津地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 50分 16秒 点イ：北緯 33度 27分 22秒 東経 129度 50分 14秒 点ウ：北緯 33度 27分 22秒 東経 129度 50分 14秒 点エ：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 15秒	唐津市肥前町 鶴牧	個別漁業権	旧松区 第606号
松 区 第606号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 鶴牧菰津地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 21秒 点イ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 20秒 点ウ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 20秒 点エ：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 50分 18秒 点オ：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 17秒 点カ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 18秒 点キ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 18秒 点ク：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 50分 18秒 点ケ：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 50分 18秒 点コ：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 19秒 点サ：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 19秒 点シ：北緯 33度 27分 28秒 東経 129度 50分 20秒	唐津市肥前町 鶴牧	個別漁業権	旧松区 第607号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第607号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大字鶴牧トガリ 地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 48秒 東経 129度 50分 17秒 点イ：北緯 33度 27分 50秒 東経 129度 50分 20秒 点ウ：北緯 33度 27分 47秒 東経 129度 50分 24秒 点エ：北緯 33度 27分 45秒 東経 129度 50分 21秒	唐津市肥前町 大字鶴牧、 大字入野、 大字星賀及び 大字向島	個別漁業権	旧松区 第608号
松 区 第608号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市郡肥前町 大字鶴牧	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 49分 40秒 点イ：北緯 33度 28分 12秒 東経 129度 49分 43秒 点ウ：北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 49分 57秒 点エ：北緯 33度 27分 57秒	唐津市肥前町 大字鶴牧、 大字入野、 大字星賀及び 大字向島	個別漁業権	旧松区 第609号
松 区 第609号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大字星賀柿ノ浦	次のア及びイの点を結んだ直線とウ及びエの点を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 22秒 東経 129度 47分 57秒 点イ：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 48分 02秒 点ウ：北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 47分 57秒 点エ：北緯 33度 27分 18秒 東経 129度 47分 54秒	唐津市肥前町 大字星賀	個別漁業権	旧松区 第611号
松 区 第610号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 瓜ヶ坂黒崎鼻 西側地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 39秒 東経 129度 50分 15秒 点イ：北緯 33度 24分 38秒 東経 129度 50分 17秒 点ウ：北緯 33度 24分 35秒 東経 129度 50分 16秒 点エ：北緯 33度 24分 34秒 東経 129度 50分 16秒 点オ：北緯 33度 24分 28秒 東経 129度 50分 16秒 点カ：北緯 33度 24分 30秒	唐津市肥前町 大浦	個別漁業権	旧松区 第612号
松 区 第611号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大字杉野浦 帆立島北西側 地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線とカ及びキの点を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 23分 58秒 東経 129度 51分 36秒 点イ：北緯 33度 24分 01秒 東経 129度 51分 34秒 点ウ：北緯 33度 24分 05秒 東経 129度 51分 36秒 点エ：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 51秒 点オ：北緯 33度 24分 13秒 東経 129度 51分 54秒 点カ：北緯 33度 24分 04秒 東経 129度 51分 43秒 点キ：北緯 33度 24分 03秒 東経 129度 51分 43秒	唐津市肥前町 大字大浦	個別漁業権	旧松区 第616号
松 区 第612号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大字湯野浦 茶釜石南側地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 23分 46秒 東経 129度 52分 09秒 点イ：北緯 33度 23分 42秒 東経 129度 52分 06秒 点ウ：北緯 33度 23分 42秒 東経 129度 52分 01秒 点エ：北緯 33度 23分 43秒 東経 129度 51分 54秒 点オ：北緯 33度 23分 49秒 東経 129度 51分 55秒 点カ：北緯 33度 23分 48秒 東経 129度 52分 03秒	唐津市肥前町 大字大浦	個別漁業権	旧松区 第617号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第651号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 大字牟形新開 地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順 次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによっ て囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 51分 17秒 点イ：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 51分 17秒 点ウ：北緯 33度 27分 30秒 東経 129度 51分 09秒 点エ：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 51分 02秒 点オ：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 51分 03秒 点カ：北緯 33度 27分 01秒 東経 129度 50分 53秒 点キ：北緯 33度 27分 00秒 東経 129度 50分 55秒 点ク：北緯 33度 27分 00秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第651号
松 区 第652号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 鶴牧菖津地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域からオ、カ、キ及びクの各点を順次に 結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲 まれた区域を除いた区域 点ア：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 50分 09秒 点イ：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 50分 10秒 点ウ：北緯 33度 27分 10秒 東経 129度 50分 08秒 点エ：北緯 33度 27分 11秒 東経 129度 50分 06秒 点オ：北緯 33度 27分 12秒 東経 129度 50分 07秒 点カ：北緯 33度 27分 11秒 東経 129度 50分 07秒 点キ：北緯 33度 27分 12秒 東経 129度 50分 07秒 点ク：北緯 33度 27分 12秒 東経 129度 50分 07秒	唐津市肥前町 鶴牧	団体漁業権	旧松区 第654号
松 区 第653号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 鶴牧菖津地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの 各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線 とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 14秒 点イ：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 14秒 点ウ：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 15秒 点エ：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 15秒 点オ：北緯 33度 27分 22秒 東経 129度 50分 14秒 点カ：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 50分 13秒 点キ：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 50分 14秒 点ク：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 13秒	唐津市肥前町 鶴牧	団体漁業権	旧松区 第655号
松 区 第654号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 鶴牧菖津地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、 ケ、コ、サ及びシの各点を順次に結んだ直線 と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 29秒 東経 129度 50分 18秒 点イ：北緯 33度 27分 28秒 東経 129度 50分 19秒 点ウ：北緯 33度 27分 29秒 東経 129度 50分 19秒 点エ：北緯 33度 27分 28秒 東経 129度 50分 20秒 点オ：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 19秒 点カ：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 19秒 点キ：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 50分 18秒 点ク：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 50分 18秒 点ケ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 18秒 点コ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 18秒 点サ：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 17秒 点シ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 16秒	唐津市肥前町 鶴牧	団体漁業権	旧松区 第656号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第655号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 星賀元者浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線、オ及びカを結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 35秒 東経 129度 47分 40秒 点イ：北緯 33度 27分 37秒 東経 129度 47分 42秒 点ウ：北緯 33度 27分 29秒 東経 129度 47分 52秒 点エ：北緯 33度 27分 28秒 東経 129度 47分 50秒 点オ：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 47分 42秒 点カ：北緯 33度 27分 29秒 東経 129度 47分 39秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 暗気及び向島	団体漁業権	旧松区 第657号
松 区 第656号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大浦石坂次郎鼻 地先	次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ直線とエ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 25秒 東経 129度 51分 58秒 点イ：北緯 33度 24分 23秒 東経 129度 52分 03秒 点ウ：北緯 33度 24分 21秒 東経 129度 52分 01秒 点エ：北緯 33度 24分 20秒 東経 129度 51分 59秒 点オ：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 51秒 点カ：北緯 33度 24分 22秒 東経 129度 51分 50秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第658号
松 区 第657号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 杉の浦 びしろの浦	次のア及びイの点を結んだ直線とウ及びエの点を結んだ直線とオ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 18秒 東経 129度 52分 05秒 点イ：北緯 33度 24分 17秒 東経 129度 52分 05秒 点ウ：北緯 33度 24分 15秒 東経 129度 51分 59秒 点エ：北緯 33度 24分 13秒 東経 129度 51分 57秒 点オ：北緯 33度 24分 13秒 東経 129度 51分 54秒 点カ：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 51秒 点キ：北緯 33度 24分 20秒 東経 129度 51分 59秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第659号
松 区 第658号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 杉野浦杉の浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 05秒 東経 129度 52分 04秒 点イ：北緯 33度 24分 01秒 東経 129度 52分 01秒 点ウ：北緯 33度 24分 02秒 東経 129度 51分 57秒 点エ：北緯 33度 24分 05秒 東経 129度 51分 59秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第660号
松 区 第659号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 湯野浦地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 23分 38秒 東経 129度 52分 04秒 点イ：北緯 33度 23分 40秒 東経 129度 52分 05秒 点ウ：北緯 33度 23分 39秒 東経 129度 52分 14秒 点エ：北緯 33度 23分 37秒 東経 129度 52分 13秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第661号
松 区 第660号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 湯野浦角串鼻 北側地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 23分 38秒 東経 129度 51分 54秒 点イ：北緯 33度 23分 41秒 東経 129度 51分 56秒 点ウ：北緯 33度 23分 40秒 東経 129度 52分 05秒 点エ：北緯 33度 23分 38秒 東経 129度 52分 04秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第662号

区 画 漁 業
(そ の 2)

5 区画漁業（その2）

- (1) 公示番号 別表第4のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類 第2種区画漁業
 - イ 漁業の名称 別表第4のとおり
 - ウ 漁業の時期 別表第4のとおり
 - エ 漁場の位置 別表第4のとおり
 - オ 漁場の区域 別表第4のとおり
- (3) 免許予定日 令和5年9月1日
- (4) 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月3日まで
- (5) 関係地区 別表4のとおり

備考

- 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- 漁場計画図 別図第2のとおり

別表第4

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第701号	くるまえば 築堤式養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市浜玉町 大字浜崎地先	次のア、イ及びウの点を順次に結んだ 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域 点ア：北緯 33度 27分 33秒 東経 130度 02分 15秒 点イ：北緯 33度 27分 30秒 東経 130度 02分 20秒 点ウ：北緯 33度 27分 30秒 東経 130度 02分 24秒	唐津市浜玉町	個別漁業権	旧松区 第701号
松 区 第702号	くるまえば 築堤式養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町煤屋 中鼻地先	次のア及びビの点を結んだ直線と最大高潮 時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 21分 35秒 東経 129度 51分 00秒 点イ：北緯 33度 21分 35秒 東経 129度 51分 04秒	伊万里市 波多津町	個別漁業権	旧松区 第702号
松 区 第703号	くるまえば 築堤式養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町煤屋 中鼻地先	次のア及びビの点を結んだ直線とウ及びエ の点を結んだ直線とオ及びカの点を結んだ直 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区 域 点ア：北緯 33度 21分 21秒 東経 129度 50分 58秒 点イ：北緯 33度 21分 23秒 東経 129度 50分 58秒 点ウ：北緯 33度 21分 25秒 東経 129度 50分 59秒 点エ：北緯 33度 21分 26秒 東経 129度 50分 59秒 点オ：北緯 33度 21分 28秒 東経 129度 50分 58秒 点カ：北緯 33度 21分 30秒 東経 129度 51分 00秒	伊万里市 波多津町	個別漁業権	旧松区 第703号

区 画 漁 業
(そ の 3)

5 区画漁業（その3）

- (1) 公示番号 別表第5のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類 第3種区画漁業
 - イ 漁業の名称 別表第5のとおり
 - ウ 漁業の時期 別表第5のとおり
 - エ 漁場の位置 別表第5のとおり
 - オ 漁場の区域 別表第5のとおり
- (3) 免許予定日 令和5年9月1日
- (4) 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月3日まで
- (5) 関係地区 別表5のとおり

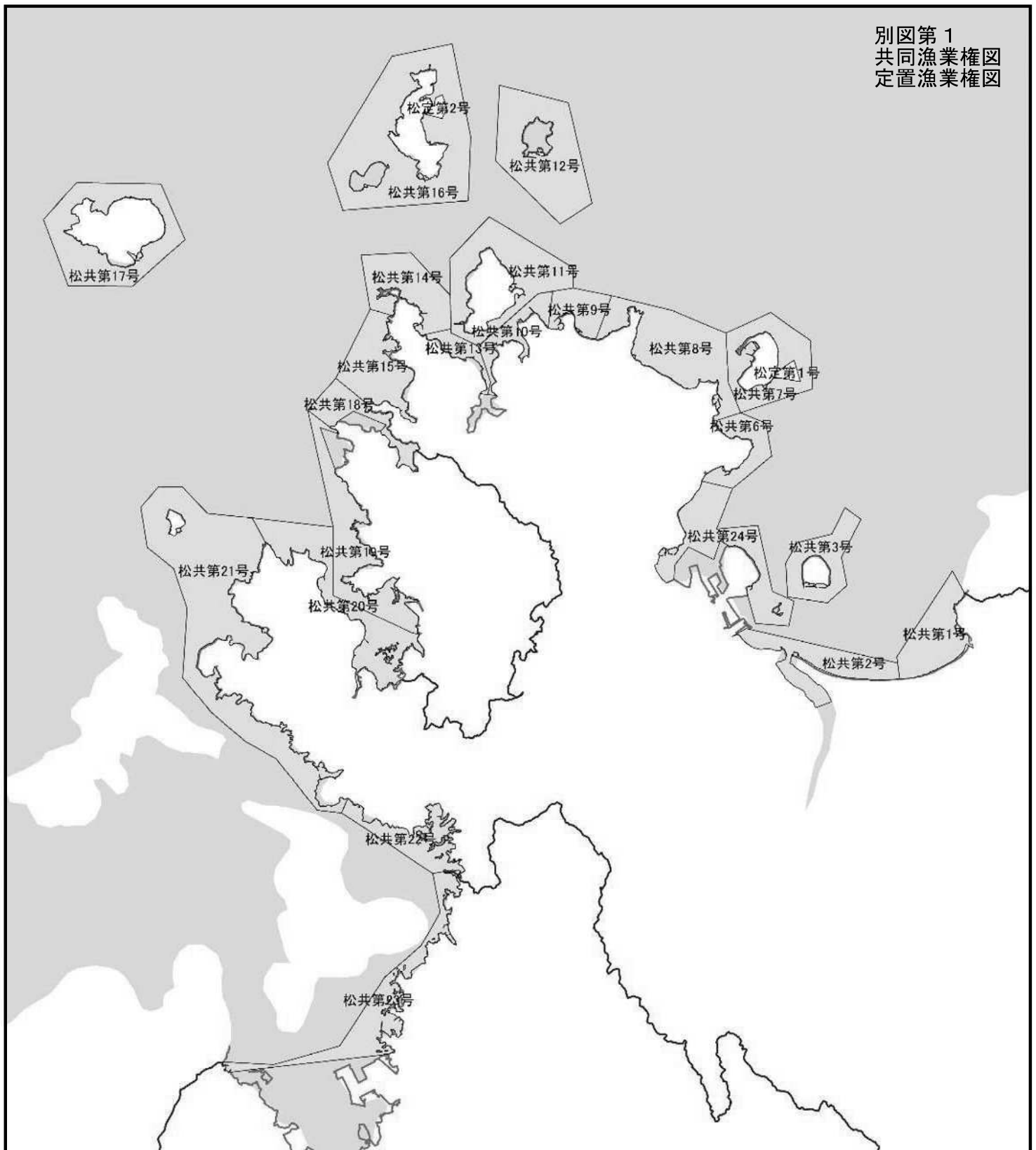
備考

- 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 漁場計画図 別図第2のとおり

別表第5

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第801号	あさり養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町煤屋 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 22分 03秒 東経 129度 51分 07秒 点イ：北緯 33度 21分 56秒 東経 129度 51分 06秒 点ウ：北緯 33度 21分 56秒 東経 129度 51分 03秒 点エ：北緯 33度 22分 03秒 東経 129度 51分 04秒	伊万里市 波多津町	団体漁業権	旧松区 第801号
松 区 第802号	あさり養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町煤屋 地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順 次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 22分 03秒 東経 129度 51分 00秒 点イ：北緯 33度 21分 55秒 東経 129度 50分 57秒 点ウ：北緯 33度 21分 55秒 東経 129度 50分 54秒 点エ：北緯 33度 22分 01秒 東経 129度 50分 56秒 点オ：北緯 33度 22分 03秒 東経 129度 50分 58秒	伊万里市 波多津町	団体漁業権	旧松区 第802号
松 区 第803号	あさり養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町煤屋 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 21分 56秒 東経 129度 50分 53秒 点イ：北緯 33度 21分 52秒 東経 129度 50分 56秒 点ウ：北緯 33度 21分 50秒 東経 129度 50分 54秒 点エ：北緯 33度 21分 53秒 東経 129度 50分 50秒	伊万里市 波多津町	団体漁業権	旧松区 第803号
松 区 第804号	あさり養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町焼山鼻 地先	次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 23分 08秒 東経 129度 51分 54秒 点イ：北緯 33度 23分 12秒 東経 129度 51分 53秒 点ウ：北緯 33度 23分 15秒 東経 129度 51分 55秒	伊万里市 波多津町	団体漁業権	旧松区 第804号

別図第1
共同漁業権図
定置漁業権図







別図第2
区画漁業権図3



別図第2
区画漁業権図4





公 示

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定により、松浦海区における漁業の免許について、下記のとおり公聴会を開催する。

令和5年4月 日

松浦海区漁業調整委員会
会 長 川 寄 和 正

記

- 1 日時 令和5年4月 日（ ）〇：〇～
- 2 場所 唐津市海岸通り7182番地217
唐津市水産会館 多目的ホール
- 3 議事 漁業免許に係る免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元関係地区について
- 4 漁場計画の内容
松浦海区漁業調整委員会事務局（佐賀市城内一丁目1番59号佐賀県農林水産部水産課内）において閲覧に供するほか、ホームページにおいて公開する。
- 5 公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）の範囲
 - （1）漁業権者
 - （2）入漁権者
 - （3）漁業権漁業の経営者
 - （4）漁業協同組合関係者
 - （5）その他利害関係のある者
- 6 公述者の注意事項
 - （1）公述者は、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で令和〇年4月〇日（〇）までに松浦海区漁業調整委員会事務局に提出しなければならない。
 - （2）公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。
 - （3）公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提示しなければならない。
 - （4）公述者の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。

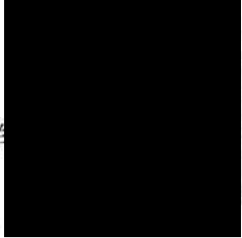
意見書の提出先

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
（佐賀県農林水産部水産課内）
佐賀県海区漁業調整委員会事務局

水産第4997号
令和5年3月22日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 崙 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥 一



肥前統括支所（区画417号）におけるヒオウギガイ試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり佐賀玄海漁業協同組合から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第4条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

試験養殖承認申請書

令和 5 年 3 月 13 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 718
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川崎

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 ヒオウギガイの試験養殖（筏方式）
- 2 水産物の名称 ヒオウギガイ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
松区第 417 号（介類小割式養殖業）漁場内の一部に
10m×10m の養殖試験筏を 1 箇所 計 400 m²
- 4 試験養殖期間 試験養殖の承認日より 1 年間
- 5 養殖の方法及び規模
方法；ヒオウギガイについてはチョウチンかごを用いた垂下養殖
規模；10m×10m の養殖筏を 1 基設置（別紙 1 参照）

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 試験養殖計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙 1）
- (4) 同意書

理由書

佐賀県玄海地区の水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化等のさまざまな問題を抱えております。

また、肥前統括支所管内駄竹地区においては、ごち網漁業および定置網漁業が主として営まれていますが、ごち網漁業の休漁期間（１～２月）の収入源の確保、定置網漁業の著しい変動に伴う収入の不安定化への対応が喫緊の課題となっています。

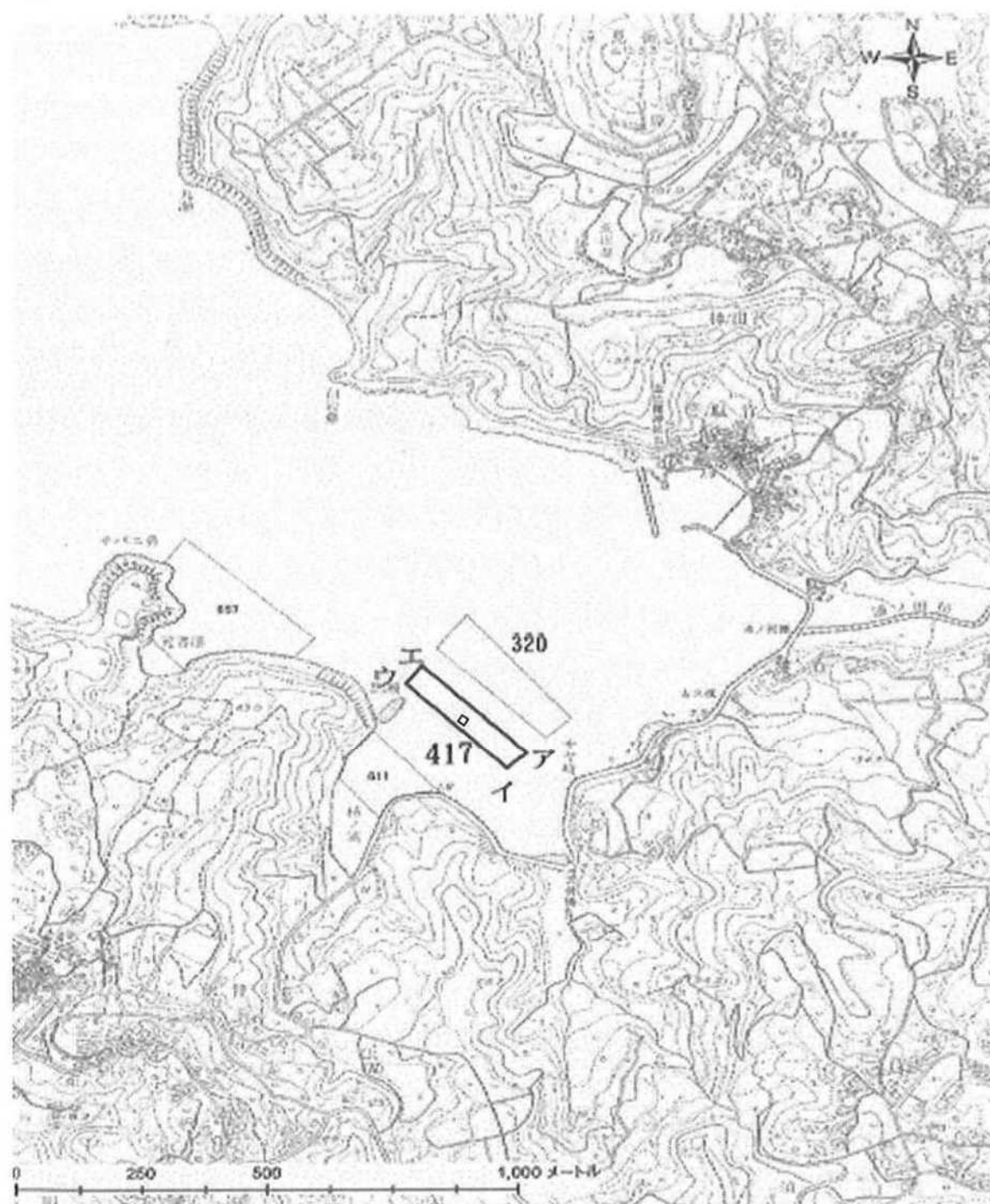
そこで、同地区では令和３年３月から養殖管理にあまり手がかからないヒオウギガイの試験養殖を複合経営種として行ったところ、へい死率、身入り状況で良好な結果が得られました。

それで、今回のヒオウギガイの試験養殖は昨年を引き続き、同地区（入野サヤ崎地先）において、玄海水産振興センターの指導の下、ヒオウギガイの試験養殖の生残、成長及び身入り状況の把握を行うものです。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233

氏 名 佐賀玄海漁業協同組合

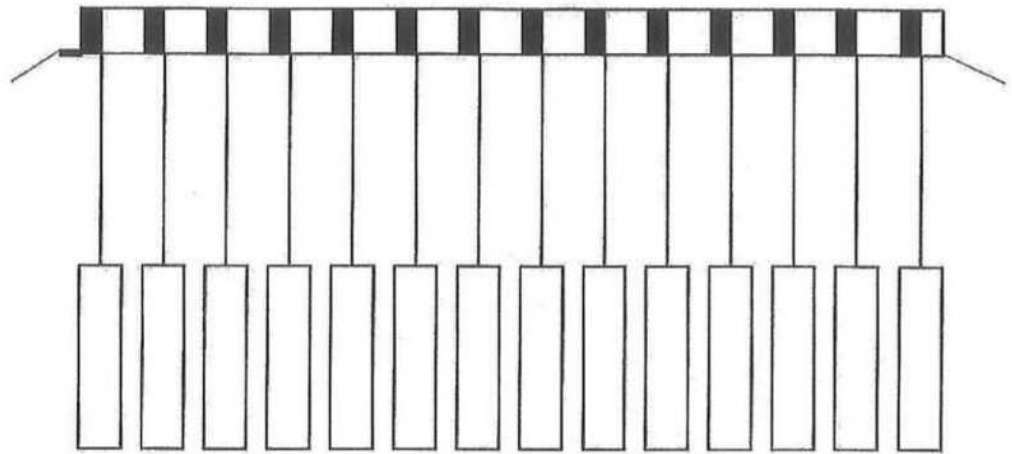
代表理事組合長 川寄 秀一



正面図

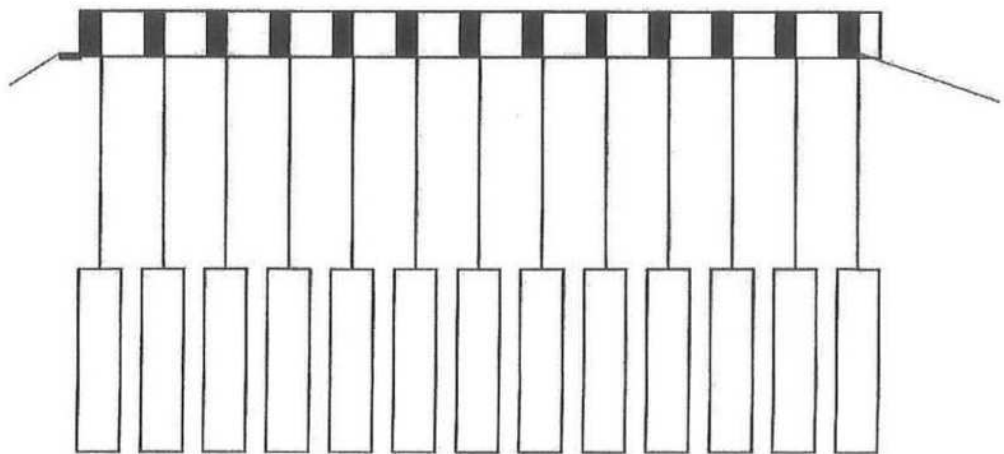
別図 4

7 m



側面図

7 m



二枚貝類(ヒオウギガイ)養殖試験計画書

現在、玄海地区の漁業は、水揚量の減少、魚価の低迷に加え、組合員の減少など厳しい状況に置かれており、複合経営種として養殖管理にあまり手がかからない二枚貝などの養殖が増加している。

佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所の駄竹地区では、ごち網漁業および定置網漁業が主として営まれているが、ごち網漁業の休漁期間(1～2月)の収入源の確保、定置網漁業の漁獲量の著しい変動に伴う収入の不安化への対応が喫緊の課題となっている。

そこで、駄竹地区(入野サヤ崎地先)において、秋から春にかけて安定した収入が見込める二枚貝類、ヒオウギガイの養殖試験を継続して行うことで、漁業者の漁家経営の安定に資する可能性を図る。

1. 試験の概要

(1) 実施場所及び対象魚種:

①唐津市肥前町入野サヤ崎地先(別図1)

松区第417号(介類小割式養殖業)の一部を使用し、ヒオウギガイの養殖試験を実施

(2) 実施期間: 令和5年3月(当該養殖試験が承認され次第)～令和6年2月

(3) 試験内容

ヒオウギガイ

ア 概要

筏式(木製)

イ 養殖施設(別図4のとおり)

- ・10m×10m(入野サヤ崎地先)に筏1基設置
- ・0.5～0.7cm 間隔でヒオウギガイ稚貝をいれたチョウチンかご2～3個を連ずりし設置する。
- ・チョウチンかごは2分目から5分目の目合いとし、1かごに20～30個のヒオウギガイを入れる(入れる数は、貝の大きさにより調整する;かご底面積の70%以内)

ウ 試験方法

令和5年3月以降(養殖試験承認後)に筏およびヒオウギガイ種苗を試験海域に設置

- ・設置後は同11月頃まで、通常の養殖管理、月1回毎に生残確認
- ・同11月から令和6年1月にかけて身入り状況の把握→試験出荷
- ・同2月に試験終了

エ 養殖スケジュール

	R5.3 月	6 月	9 月	11 月～R6.1 月	R6.2 月末
作業内容	筏・種苗→ 設置	養殖管理(網替え・貝掃除) → 生残確認		身入り状況の把握 試験出荷	→試験終了

2. 安全対策

施設の維持管理については、肥前統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所 0955-54-2131

令和5年ヒオウギガイ試験養殖業務委託契約書

令和5年試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、ヒオウギガイ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和6年2月29日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年3月7日

甲 唐津市西城内1番1号

唐 津 市

唐津市長 峰

乙 唐津市海岸通7182番地

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄

唐 農 水 第 1418 号
令 和 5 年 3 月 13 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和5年3月13日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長 川
寄和正より、佐賀玄海漁業組合肥前町統括支所におけるヒオウギガイ養殖の取
組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添
えて提出しますので、よろしくお願いいたします。

意見書

佐賀県玄海地区において、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、後継者不足、漁業者の高齢化などの問題は顕著です。

駄竹地区においては、ごち網漁業および定置網漁業が主として営まれていますが、ごち網漁業の休漁期間（１～２月）の収入源の確保、定置網漁業の著しい変動に伴う収入の不安定化への対応が喫緊の課題となっております。

そこで、同地区では令和３年３月から養殖管理にあまり手がかからないヒオウギガイの試験養殖を複合経営種として行ったところ、良好な結果が得られたと聞いております。

今回のヒオウギガイの試験養殖は昨年引き続き行うもので、ヒオウギガイの試験養殖の生残、成長及び見入りの状況の把握を行うもので、今回の試験養殖の実施について、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

令和５年３月１３日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達



水産第 5000 号
令和 5 年 3 月 22 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



唐津市統括支所（区画 202 号）におけるワカメ試験養殖に
ついて（協議）

このことについて、別紙のとおり佐賀玄海漁業協同組合から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第 4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

試験養殖承認申請書

令和 5 年 3 月 13 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 71
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川崎

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目 的 ワカメの水温上昇期における養殖試験（ロープ延縄式）
- 2 水産物の名称 ワカメ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
 唐津市唐房地先
 松区第202号第1種区画漁業権（わかめ養殖業）漁場
 占用面積 2, 016 m² （別紙1, 2 参照）
- 4 試験養殖期間 令和5年5月1日より令和5年5月31日
- 5 養殖の方法及び規模
 方法； 通常養殖を実施しているワカメ養殖を5月1日以降も継続養殖し、
 ワカメ葉体の保持状況の把握を行う。
 規模； 0.3m×60m×56本＝1,008 m² 2箇所
 [1箇所当たり40mの養殖ロープが56本]（別紙2, 3 参照）

添付資料

- （1）理由書
- （2）養殖試験計画書
- （3）漁場位置及び区域図（別紙1）

理 由 書

当組合唐津市統括支所においては、唐津湾においてワカメ養殖を実施しており、当該支所所属漁業者の冬期から春期の重要な収入源となっている。

また、養殖ワカメは、ウニ類、アワビ類の種苗生産、養殖における重要な餌料となっており、公益社団法人佐賀県栽培漁業協会に対してウニ類（アカウニ、パフンウニ）、アワビ類の種苗生産用餌料として出荷している。

ただ、公益社団法人佐賀県栽培漁業協会への出荷については、先方の種苗生産スケジュール変更等により養殖期間終了日4月30日以降になる場合があり、その際は健全なワカメ葉体の品質保持方法に苦慮することがある。

健全なワカメ葉体の品質を保持するためには、養殖漁場から陸揚げせず、そのまま養殖漁場内で養成していたほうが良いと考えられるが、現時点では5月1日以降の養殖漁場の使用が認可されていない。

さらに、養殖期間以降に養殖漁場内でワカメ葉体を養成した場合の葉体の状態変化についての知見等が不明である。

そのため、玄海水産振興センターの指導の下、2年間の試験養殖を行っており引き続き、当該地区で養殖期間終了後もワカメの養殖を継続して行い、漁場内における健全なワカメ葉体の保持期間の把握を行うものである。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番
氏 名 佐 賀 玄 海 漁 業 協 同
代表理事組合長 川 寄 和

ワカメ養殖試験計画書

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所においては、唐津湾においてワカメ養殖を実施しており、当該支所所属漁業者の冬期から春期の重要な収入源となっている。

また、養殖ワカメは、ウニ類、アワビ類の種苗生産、養殖における重要な餌料となっており、公益社団法人佐賀県栽培漁業協会に対してウニ類（アカウニ、パフンウニ）、アワビ類の種苗生産用餌料として出荷している。

ただ、公益社団法人佐賀県栽培漁業協会への出荷については、先方の種苗生産スケジュール変更等により養殖期間終了日4月30日以降になる場合があり、その際は健全なワカメ葉体の品質保持方法に苦慮することがある。

健全なワカメ葉体の品質を保持するためには、養殖漁場から陸揚げせず、そのまま養殖漁場内で養成していたほうが良いと考えられるが、現時点では5月1日以降の養殖漁場の使用が認可されていない。

さらに、養殖期間以降に養殖漁場内でワカメ葉体を養成した場合の葉体の状態変化についての知見等が不明である。

そのため、玄海水産振興センターの指導の下、2年間の試験養殖を行っており引き続き、当該地区で養殖期間終了後もワカメの養殖を継続して行い、漁場内における健全なワカメ葉体の保持期間の把握を行うものである。

1. 試験の概要

(1) 実施場所:唐津市唐房地先(別図1)

松区第202号第1種区画漁業権(わかめ養殖業)漁場

(2)実施期間:令和5年5月1日(当該養殖試験が承認され次第)～令和5年5月31日

(3)試験内容

a) 概要

ロープ延縄式

b) 養殖施設(別図2のとおり)

・0.3m×60m×56本×2箇所=2,016 m² (別紙2,3参照)

・1箇所当り40mの養殖ロープが56本を設置(別紙2,3参照)

c) 試験方法

- ・通常養殖を実施しているワカメ養殖を5月1日以降も継続養殖する。
- ・数日おきにワカメ葉体の保持状況の確認および海水温の測定を行う。
- ・5月31日まで、もしくはワカメ葉体が流出した時点で試験を終了する。
- ・試験終了とともに片付けを行う。

d) 養殖スケジュール

期 間	令和5年5月1日～令和5年5月31日
作業内容	試験養殖 → ワカメ葉体状況確認 → 試験終了 片付け 開始 漁場水温測定

2. 安全対策

施設の維持管理については、唐津市統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

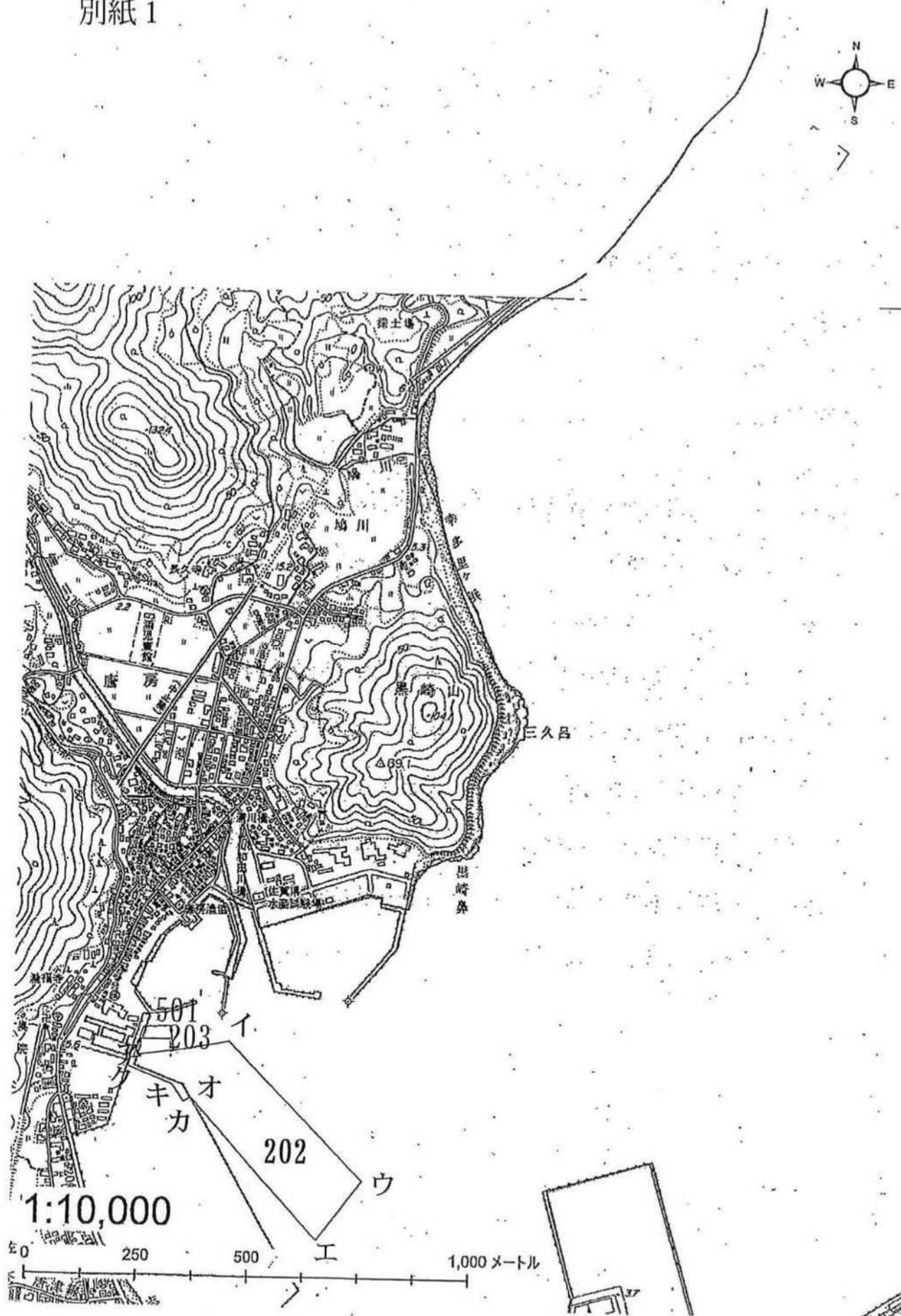
台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所 0955-73-2662

別紙 1



松区第202号わかめ養殖漁業漁場図
(平面図)

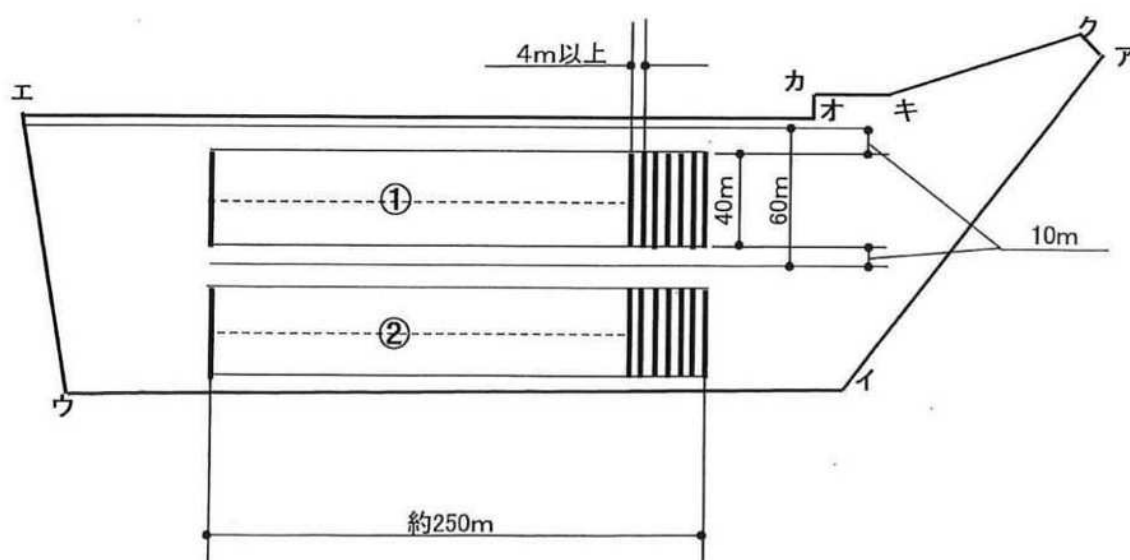
占 用 面 積 2,016m²

本	数	尺球式筏112本
---	---	----------

① $0.3\text{m} \times 60\text{m} \times 56\text{本} = 1,008\text{m}^2$
 ② $0.3\text{m} \times 60\text{m} \times 56\text{本} = 1,008\text{m}^2$

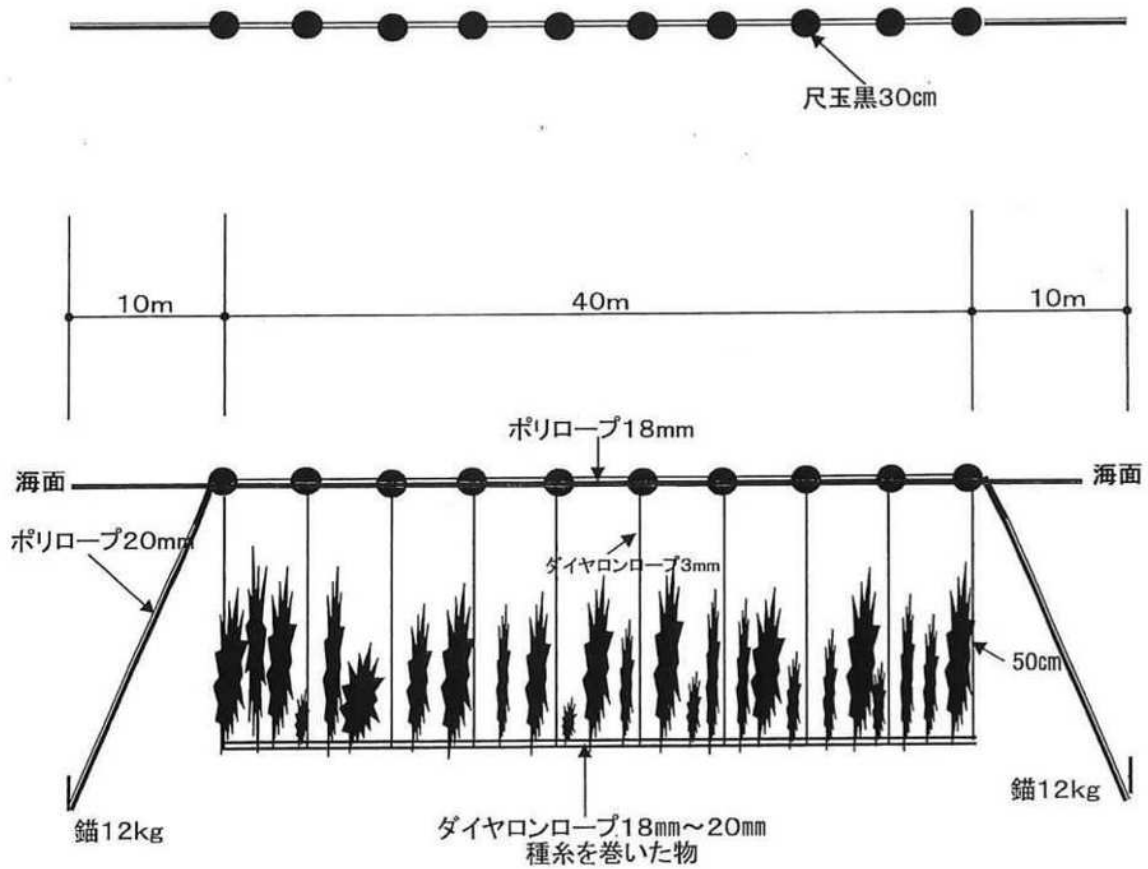
筏の算定面積

※ 筏と筏間は4m以上とします、①に56本 ②に56本
合計112本設置する事とします。



わかめ養殖筏見取図

平面図



立面図

令和5年ワカメ試験養殖業務委託契約書

令和5年試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、ワカメ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和5年5月31日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年3月7日

甲 唐津市西城内1番1号

唐 津 市

唐津市長 此

乙 唐津市海岸通7182番地

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 幹

唐 農 水 第 1416 号
令 和 5 年 3 月 13 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和5年3月13日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長 川
寄和正より、佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所におけるワカメ養殖の取組
みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添え
て提出しますので、よろしくお願いいたします。

意見書

佐賀玄海漁業協同組合は、唐津湾においてワカメ養殖を実施しており、当該所属の漁業者の重要な収入源と認識しております。

また、養殖ワカメは、ウニ類、アワビ類の種苗生産、養殖における重要な餌料となっており、公益社団法人栽培漁業協会に対して出荷をされておられます。

しかし、出荷については、先方の種苗生産のスケジュール変更等により養殖期間終了日の4月30日以降になる場合があり、健全なワカメ葉体の品質保持に苦慮しているところでございます。

現時点では、5月1日以降の養殖漁場の使用が認可されていないため健全なワカメ葉体の品質を保持するためにそのまま養殖漁場内で養成したほうが良いと考えられます。そのため、玄海水産振興センターの指導の下、2年間の試験養殖を行っており、引き続き当該地区で養殖期間終了後もワカメの養殖を継続して行い、健全なワカメ葉体の保持期間の把握を行うため今回の試験養殖の実施について、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

令和5年3月13日

佐賀県知事 山口 祥義 様

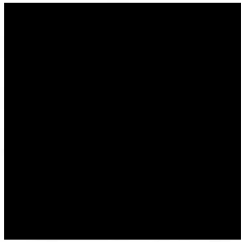
唐津市長 峰 達



水産第 5017 号
令和 5 年 3 月 22 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



唐津市統括支所（湊地区）におけるアカウニ・アワビ試験養殖につ
いて（協議）

このことについて、別紙のとおり佐賀玄海漁業協同組合から申請がありまし
たので、試験養殖処理要綱第 4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

試験養殖承認申請書

佐玄漁協指第 号
令和5年 3 月 13 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 718
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川崎

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 アカウニ・アワビ類の養殖試験
- 2 水産物の名称 アカウニ・アワビ類
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
唐津市湊地先 筏式 ; $50\text{m} \times 20\text{m} = 1,000\text{m}^2$ (別図1を参照)
ロープ式; $60\text{m} \times 15\text{m} = 900\text{m}^2$ (別図1を参照)
合計 $1,900\text{m}^2$
- 4 試験養殖期間
 - 1) アカウニ
試験養殖の承認日より令和6年2月29日(開始予定日から1か年間)
 - 2) アワビ類
試験養殖の承認日より令和6年2月29日(開始予定日から1か年間)
- 5 養殖の方法及び規模
 - 1) アカウニ
 - a) 方法 筏式およびロープ式、コンテナを用いた垂下養殖
 - b) 規模
 - i) 筏式
・筏; $10\text{m} \times 10\text{m}$ 1基、コンテナ; $30\text{cm} \times 55\text{cm} \times 35\text{cm}$ 100個
・種苗 合計 3000個(人工種苗 10~15mm)
 - ii) ロープ式
・ロープ; 40m 2本、コンテナ; $30\text{cm} \times 55\text{cm} \times 35\text{cm}$ 80個
・種苗 合計 2400個(人工種苗 10~15mm)

1) アワビ

a) 方法 筏式およびロープ式、コンテナを用いた垂下養殖

b) 規模

i) 筏式

- ・筏;10m×10m 1基、コンテナ;30cm×55cm×35cm 100個
- ・種苗 合計 3000個(人工種苗 殻長 20mm)

ii) ロープ式

- ・ロープ;40m 2本、コンテナ;30cm×55cm×35cm 80個
- ・種苗 合計2400個(人工種苗 殻長 20mm)

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図(別図1)
- (4) 養殖施設概要図(別図2、別図3)

理由書

佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所・湊地区（以下、湊地区）の主な漁業種類は、海士漁業・サワラ引縄漁業・キス網漁業、小型底曳網漁業である。

しかしながら、湊地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えている。

特に、同地区での主要漁業である海士漁業においては、近年の磯焼け等でアカウニ、アワビ等の餌料となるワカメ等海藻が減少しており、アカウニ、アワビ等の放流も行っているが身の入りが悪い。さらに放流してもなかなか生き残らず水揚げ向上に繋がっていない。また、漁業者の後継者不足、高齢化に伴い漁業の効率化を早急に図る必要がある。

そのような中、湊地区の漁業者間で磯根資源のアカウニ、アワビの養殖による生産の効率化、計画的な出荷の実施、アカウニ、アワビ等の餌料となるとともに単独出荷で漁業収入が見込めるワカメ・コンブ等の養殖への要望が出てきた。

このうち、ワカメ・コンブ等の試験養殖については現在、同地区地先で実施しているので、今回はアカウニ、アワビの試験養殖に取り組むことにした。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 718
氏 名 佐 賀 玄 海 漁 業 協
代表理事組合長 川寄

アカウニ、アワビ類養殖試験計画書

佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所・湊地区(以下、湊地区)の主な漁業種類は、海士漁業・サワリ縄漁業・キス網漁業、小型底曳網漁業である。

しかしながら、湊地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えている。

特に、同地区での主要漁業である海士漁業においては、近年の磯焼け等でアカウニ、アワビ類等の餌料となるワカメ等海藻が減少しており、アカウニ、アワビ類等の放流も行っているが身の入りが悪い。さらに放流してもなかなか生き残らず水揚向上に繋がっていない。また、漁業者の後継者不足、高齢化に伴い漁業の効率化を早急に図る必要がある。

そのような中、湊地区の漁業者間で磯根資源のアカウニ、アワビ類の養殖による生産の効率化、計画的な出荷の実施、アカウニ、アワビ類等の餌料となるとともに単独出荷で漁業収入が見込めるワカメ・コンブ等の養殖への要望が出てきた。

このうち、ワカメ・コンブ等の試験養殖については現在、同地区地先で実施しているので、今回はアカウニ、アワビ類の試験養殖に取り組むことにした。

そして、今回の試験養殖で得られる各種データを、アカウニ、アワビ類養殖区画漁業権免許の取得のための根拠データとするとともに、本養殖を実施する際の基礎データとする。

1. 試験の概要

(1) アカウニ

1) 実施場所: 唐津市湊地先(別図1のとおり)

2) 実施期間: 試験養殖の承認日～令和6年2月(承認日から1か年間)

3) 試験内容

a) 概要

筏式およびロープ式、コンテナを用いた垂下養殖

b) 養殖施設

i) 筏式

・筏; 10m×10m 1基、コンテナ; 30cm×55cm×35cm 100個(別図2のとおり)

・種苗 合計 3000個(人工種苗 10～15mm)

ii) ロープ式

・ロープ; 40m 2本、コンテナ; 30cm×55cm×35cm 80個(別図3のとおり)

・種苗 合計 2400個(人工種苗 10～15mm)

c) 試験方法

・令和5年3月に養殖施設(錨・ロープ等)の準備、試験養殖開始

・令和5年6月から令和6年2月まで飼育管理、生残把握、養殖ウニの測定

・令和6年2月末 施設撤去

d) 養殖スケジュール

	R5.3月	4月	6月	8月	10月	12月	R6.1	2月末
作業内容	養殖施設準備 →		飼育管理・生残把握・測定(殻長、体重)					→ 片付け 試験養殖開始

(2) アワビ類

1) 実施場所:唐津市湊地先(別図1のとおり)

2) 実施期間:試験養殖の承認日～令和6年2月(承認日から1か年間)

3) 試験内容

a) 概要

筏式、コンテナを用いた垂下養殖

b) 養殖施設(別図2のとおり)

i) 筏式

- ・筏;10m×10m 1基、コンテナ;30cm×55cm×35cm 100個(別図2のとおり)
- ・種苗 合計 3000個(人工種苗 殻長 20mm)

ii) ロープ式

- ・ロープ;40m 2本、コンテナ;30cm×55cm×35cm 80個(別図3のとおり)
- ・種苗 合計2400個(人工種苗 殻長 20mm)

c) 試験方法

- ・令和5年3月に養殖施設(錨・ロープ等)の準備、試験養殖開始
- ・令和5年6月から令和6年2月まで飼育管理、生残把握、養殖アワビの測定
- ・令和6年2月末 施設撤去

d) 養殖スケジュール

	R5.3月	4月	6月	8月	10月	12月	R6.1月	2月末
作業内容	養殖施設準備 →		飼育管理・生残把握・測定(殻長、体重)					→ 片付け 試験養殖開始

2. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

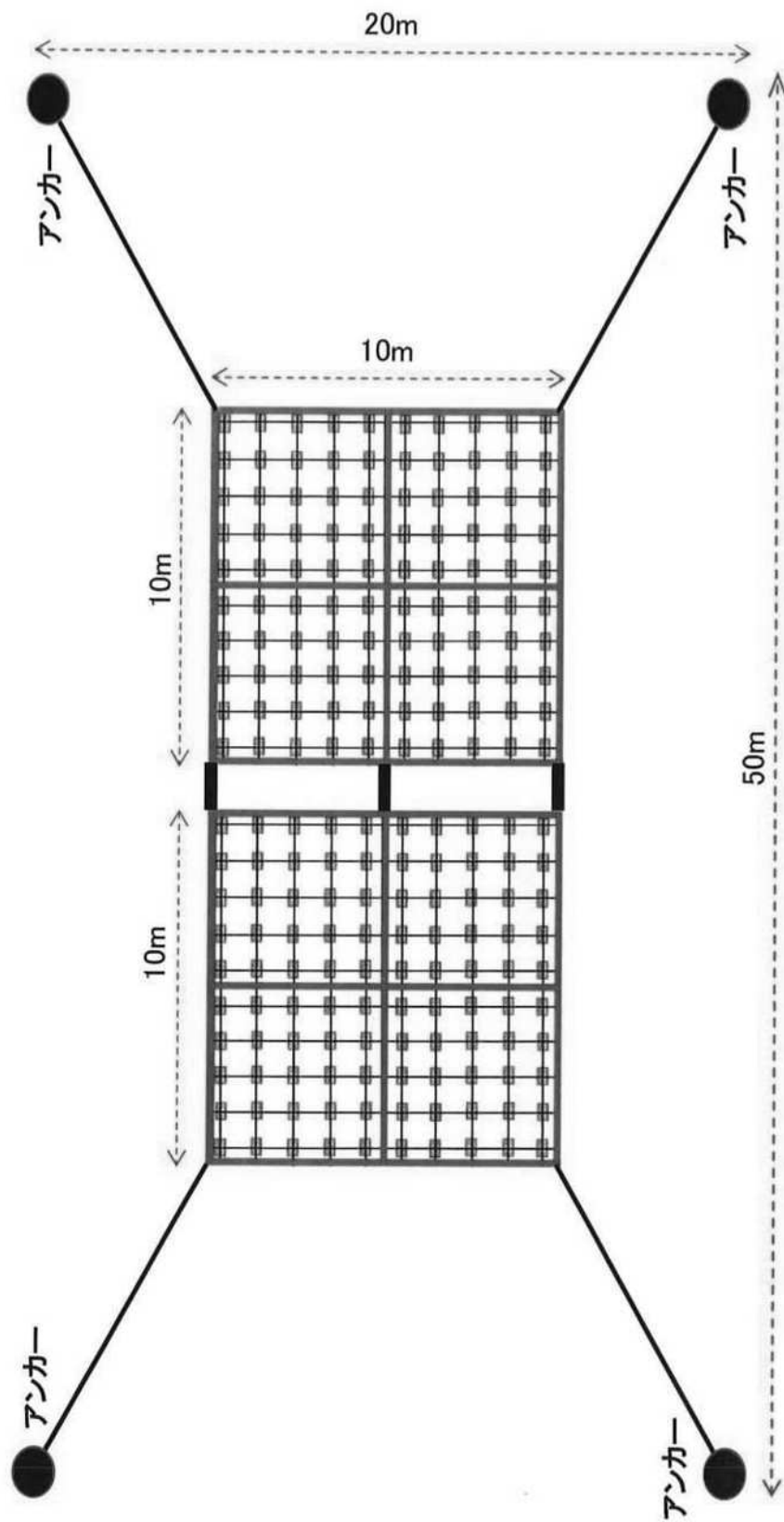
○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所 0955-73-2662

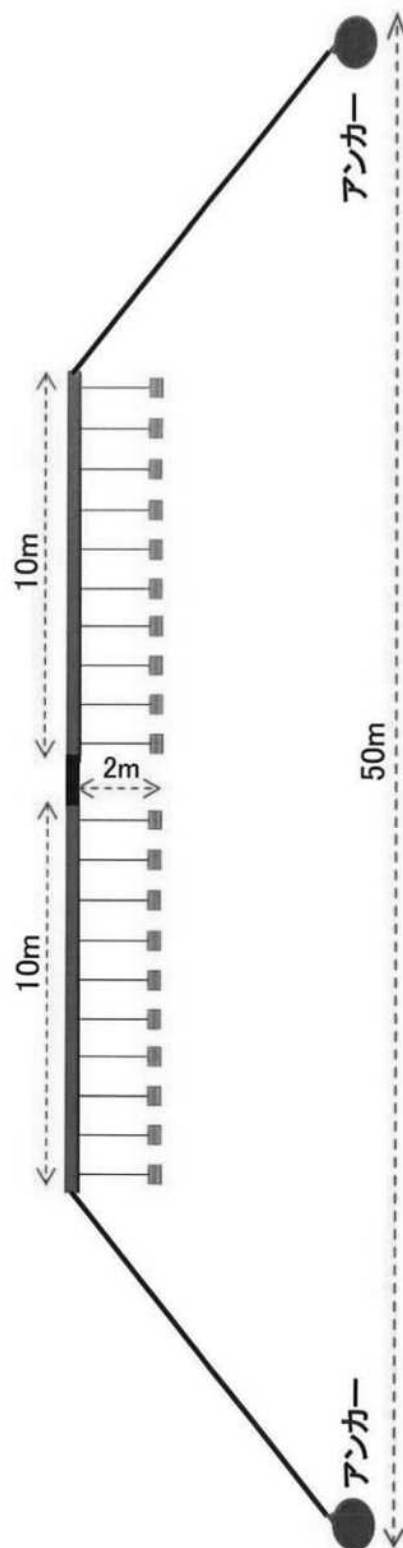
This aerial map shows the Kure Marine Science Museum and surrounding areas. Key locations and labels include:

- Top Left:** A compass rose indicating North (N) and a scale bar.
- Top Center:** Three white labels pointing to specific areas:
 - ウニ・アツビ (ロープ式) 養殖試験区画 (Uni-Atsubi (Rope Type) Cultivation Test Zone)
 - ウニ・アツビ (筏式) 養殖試験区画 (Uni-Atsubi (Bamboo Frame Type) Cultivation Test Zone)
 - ウニ・アツビ カキ 養殖試験区画 (Uni-Atsubi Abalone Cultivation Test Zone)
- Top Right:** 赤灯台 (養正港1号防波堤灯台) (Red Lighthouse (Yoshizaki Port No. 1 Breakwater Lighthouse)).
- Center:** 神皇御行定期船専用 養正港名所 (遊覧汽船埠) (Divine Emperor's Voyage Regular Ship Dedicated Yoshizaki Port Famous Spot (Sightseeing Steamship Pier)).
- Bottom Left:** 飯沼商店 (飯沼商店) (Ihizuka Shoten (Ihizuka Shoten)).
- Bottom Center:** 新サンシャの (新サンシャの) (Shin Sansha no).
- Bottom Right:** 浜っ子市 (浜っ子市) (Hamakkoichi).
- Far Right:** 稲荷神社 (稲荷神社) (Inari-jinja (Inari-jinja)).
- Far Bottom Right:** あつさ自動車 (あつさ自動車) (Atsusa Jidoshu).

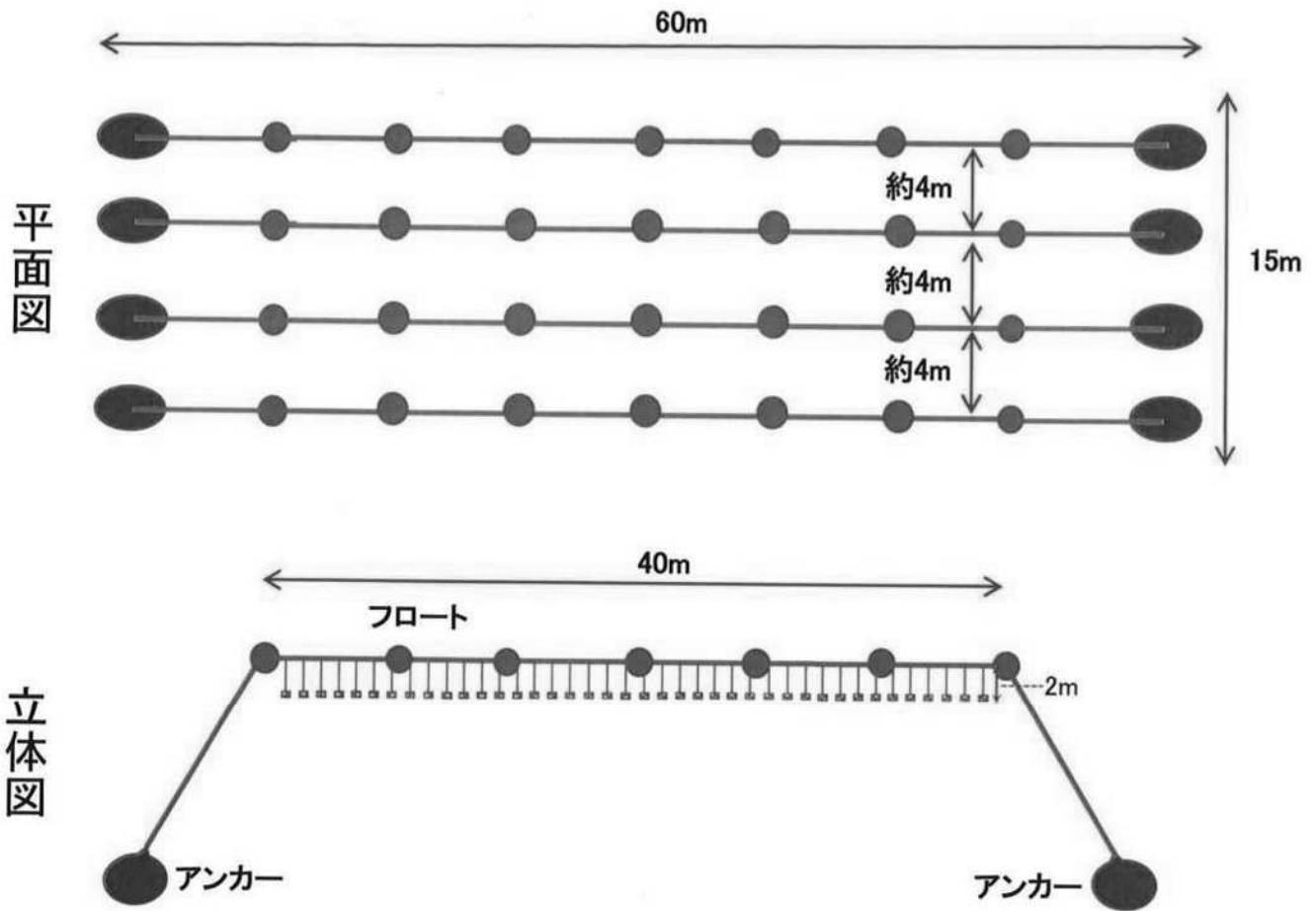
平面図



立体図



別図3



養殖施設概要図

令和5年アカウニ・アワビ類試験養殖業務委託契約書

令和5年試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、アカウニ・アワビ類試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和6年2月29日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年3月7日

甲 唐津市西城内1番1号

唐 津 市

唐津市長 峰

乙 唐津市海岸通7182番地

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄

唐 農 水 第 1415 号
令 和 5 年 3 月 13 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和5年3月13日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長 川寄和正より、佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所におけるアカウニ・アワビ類養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしくお願いいたします。

意見書

湊地区において、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、後継者不足、漁業者の高齢化などの問題は顕著です。

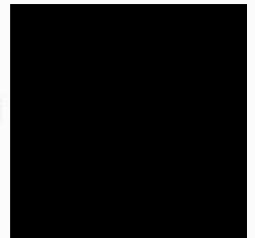
特に、同地区での主要漁業である海士漁業においては、近年の磯焼け等でアカウニ、アワビ等の餌料となるワカメ等海藻が減少しており、アカウニ、アワビ等の放流も行っているが身の入りが悪く、さらに放流しても生残率が悪く、水揚向上に繋がっていない状況であります。

そこで、湊地区ではアカウニ、アワビ類の餌料となるワカメ・コンブ等の試験養殖を行っており、今回はアカウニ、アワビ類の試験養殖に取り組み、生産の効率化により安定した収入確保、及び収益向上の可能性を図ることが良案であると考えておりますので、今回の試験養殖の実施について、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

令和5年3月13日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達



(別 紙)

くろまぐろに関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

20.1トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	8.1トン
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	9.0トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

8.6トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	6.0トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	2.6トン

4 水管 第 3651 号
令和 5 年 3 月 9 日

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

くろまぐろに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表） くろまぐろに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (佐賀県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ（小型魚）	17.1 トン	20.1 トン
くろまぐろ（大型魚）	8.6 トン	8.6 トン

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和五年三月十四日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 漁業者が漁業を営む場合
 - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。
- (3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- (4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

- (1) 遊漁者は、日本海・九州西海域において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人一日あたり一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、

直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

- (2) 遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

ア 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス

イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量

ウ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日

エ 採捕した海域

オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名

- (3) 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長は、日本海・九州西海域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西海域において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

- (4) 遊漁者は、(3)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

海区漁業調整委員会事務局設置規程（昭和52年有明海区漁業調整委員会告示第1号）松浦海区漁業調整委員会告示第1号）新旧対照表

改正前	改正後
(局長専決) 第3条 局長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 (8) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づく個人情報の開示の決定等に関すること。 (9)～(11) 略 2 略	(局長専決) 第3条 局長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 (8) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び個人情報情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく保有個人情報情報の開示の決定等に関すること。 (9)～(11) 略 2 略

松浦海区漁業調整委員会告示第 号

松浦海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 日

松浦海区漁業調整委員会会長 川 寄 和 正

松浦海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（案）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年佐賀県条例第2号）の規定による松浦海区漁業調整委員会が保有する個人情報に係る事務については、佐賀県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年佐賀県規則第〇号。第1章及び第5章を除く。）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（松浦海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止）

2 松浦海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成14年松浦海区漁業調整委員会告示第2号）は、廃止する。

（経過措置）

3 佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされた旧個人情報（同条例附則第3項に規定する旧個人情報という。）の開示、訂正及び利用停止並びに同条例附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされた審査請求については、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

松浦海区漁業調整委員会告示第 号

佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）第6条第1号エに規定する開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして実施機関が別に定めるものは1に掲げるものと、実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る情報のうち個人の権利利益を害することが通常認められるものとして実施機関が別に定めるものは2に掲げるものとし、令和5年4月1日から施行する。

なお、佐賀県情報公開条例第6条第2号オに規定する実施機関が定めるもの（平成17年松浦海区漁業調整委員会告示第1号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月 日

松浦海区漁業調整委員会会長 川 寄 和 正

- 1 病気見舞いの支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報
- 2 実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報のうち、次に掲げるもの
 - (1) 個人の社会生活に具体的な支障が生ずるおそれがあるもの
 - (2) 個人が開示されることについて受忍する義務がないもの
 - (3) 個人が所属する法人等の事業活動の内容が明らかとなり、当該法人等の事業活動に不利益が生ずるもの
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、個人又は個人が所属する法人等の権利利益を害することが通常認められるもの